

日米開戦前の御前会議と帷幄上奏に関する書誌的研究

田村 安興

目次

序

一、帷幄上奏の書誌的検討

- (一) 明治天皇への帷幄上奏例
- (二) 昭和天皇への帷幄上奏例
- (三) 『侍従武官長奈良武次日記』にみる帷幄上奏
- 二、日米開戦前における御前会議の検討
 - (一) 参謀本部第二〇班「機密戦争日誌」〔昭和日記〕の検討
 - (二) 参謀本部第二〇班「上奏時御下問奉答綴」の検討
 - (三) 大本営「御前会議事録」の検討
 - (四) 「木戸幸一日記」の検討
 - (五) 「近衛文磨手記」の検討
 - (六) 「東條英機獄中手記」の検討
 - (七) 「石井秋穂大佐回想録」等の検討
 - (八) 御前会議事録としての「田中新一中将業務日誌」

結

序

倭は言霊やまじこたたまの国と詠われてきた言霊とは、やまと言葉に限らず、この国で使われてきた言葉に秘められた霊力、神秘的な力を意味した。天皇が天神地祇と対話する時の言葉や、特別な儀式が行われる際に天皇が詠ずる宣命せんみょうは政治的な言霊そのものであった。

今日まで伝えられている万葉の歌謡に詠われた言霊は文学的、宗教的な意味だけではなく政治的な意味が込められていた。特に、為政者が使う言霊は、一般人には理解し難

い漢語を用いることよつて、自らに権威を持たせようとした。維新政府の武官によつて使用された帷幄上奏いあくしやうそうという語がその例である。

明治以降、屢々用いられてきた帷幄上奏とは、帷幄機関である統帥部が、軍令に関する事項を君主に対して上奏することを意味する。帷幄とは帷をめぐらせた場所を指す故事に由来する^二。維新以来の武官によつて、軍が行う軍令事項をそのように称したことから、公文書にも記載され、一般にも知られるところとなった。武官は意図的に難解な漢語を用いる事によつて、文官や政党が関与できない武官の権威を聖域化する事に成功した。

御前会議の決定は国家の最高意志を決定するものであった。しかし、極東軍事裁判の前に、その記録が秘匿されてきたため実態は判然とせず、特に開戦前の議事が不明になった。極東軍事裁判後、天皇は帷幄上奏に対して統帥部の意に従つてそのまま裁可し、親裁は全く形式的なものだとされてきた。果たしてそれは真実であるうか。

御前会議には、広義と狭義がある。その定義は曖昧であり、親臨が定められていた枢密院会議、大本営会議、大本

営政府連絡会議なども一様に御前会議である。本稿の対象とする御前会議は第三次近衛内閣における、昭和十六年九月六日に開かれた第六回御前会議である。この御前会議において日米開戦が不可避となる「帝国国策遂行要領」が決定された。東條内閣成立後の十月に入つて、「帝国国策遂行要領」は再討議に附されたが、御前会議での決定事項は覆るはずはなかった。

御前会議において天皇はよほどのことがなければ発言されないものとされてきたが、それは事実ではない。明治天皇以降、御前会議では天皇が発言してきたことが伝えられている。天皇の発言が少ないと言われてきた理由は、文武官によつて、御前会議前に奏聞、上奏、御下問を積み重ねて議案が練られ、そのうえで「天気」を伺つて議事が提出されるからである。

ところでこの御前会議における「天の声」には、後世において言霊が宿るが如き伝説がつくられた。昭和十六年九月六日の御前会議において、天皇が平和を希求し、異例の天の声を発した事について^三、今日まで書誌的な検討がなされず、そのまま高官の手記等が歴史的眞実として受け入

れられてきた。

極東軍事裁判に提出された、親裁に関する証拠書類は本当に一次資料であったのか、今なお疑問点が多く残されている。作為が行われたとしたら、だれがどのような目的で行ったのか、その背景には何があったのであろうか。

本稿は現存する帷幄上奏史料や高官による日記、御前会議記録を再検討して、天皇親裁の実態を書誌的に明らかにしようとするものである。

一・帷幄上奏の書誌的検討

(一) 明治天皇への帷幄上奏例

1. 帷幄上奏と特命検閲

かつての日本は統帥部からの帷幄上奏とその裁可が、国家にとって重要な意味を持った統帥事項であった。換言すれば、軍令が国家にとって最重要事項として位置づけられていた。ところが、第二次大戦後の戦後処理において、統帥権の行使が軍の一部による暴挙とされる理解が一般的になった。

帷幄上奏の議題と内容を列挙すれば、重要国策の決定、

作戦計画、軍隊派遣、兵力動員出動、大演習実施、軍諸達・規則、軍隊の編成、軍事費、師団配置決定、特命検閲、将校の人事・職務、軍令等に関する上奏、裁可であった。以上のことは軍令だけではなく、軍制、軍政にまでも統帥権の範囲を拡大したものであった。統帥大権とは、軍が統帥者に裁可を求めべき義務があり、同時に文官が関与できない武官の聖域であった。しかし、統帥大権が参謀本部の独立を惹起したとはいえ、内閣総理大臣の中でも武官出身者や非政党出身の実力者が統帥事項にも関わってきた例は多く、統帥事項の運用は変化してきた。また、天皇への上奏は輔弼が行うことと理解されているが、統帥事項を含めて上奏者の範囲は拡大し、次節に示した様に、昭和天皇の時代には文武官の多くが上奏するようになった。

帷幄上奏の起案者は厳密には統帥部（陸軍参謀総長・海軍軍令部長）であったが、明治、大正、昭和と時代を下るにつれて、侍従武官長を通じた内奏、伝奏を含む、多くの軍関係者が帷幄上奏を行った。列挙すれば、軍事参事官、陸海軍大臣、侍従武官、陸海軍内局の局長・出先機関の部

課長、参謀本部、軍令部、司令官、一般の将官、在郷軍人を含む幅広い軍関係者が帷幄上奏を行った。

帷幄上奏には侍従武官長の役割が大きく、あらゆる軍に関する上奏は侍従武官長によって取り継がれた。侍従武官長以下の侍従武官府には、有能な陸海軍将校が天皇の意向を汲んで任用された。侍従武官設置は明治初年において、参議から提案され、侍従武官長は陸軍少将以上が任用された。以後武官長は慣例として陸軍から選出され、海軍から任用されたのは次長までであった^四。侍従武官長の任命権者は内閣総理大臣であったが、文官は侍従武官の人事には実質的に関与できなかった。

宮中に武官が拝調する際に帷幄上奏を行った場合もある。その他、異例の帷幄上奏もあった。それは、行幸先における上奏である。行幸先において軍関係者や地方官吏らは拝謁を賜るとともに、天皇は彼らから奏聞した際に直接上奏されることがあった。その理由は、行幸場所の御座所において大本営が設置されたからであった。

軍政、軍功、作戦等の重要事項は、常に統帥者に奏上された。輝かしい軍功、戦果については詳細な絵図を含めて

奏上した。帷幄上奏は決して形式的なものではなく不裁可の場合や、叱責がなされた事もあった事が、『奈良武次侍従武官長日記』に記されている。

各部隊、師団、連隊から提出される検閲書類は膨大なものであったために、平時における通常の奏上や特命検閲使による上奏は、要点のみ上質紙に楷書で書かれたものが奏聞され、かつ上奏された。

軍への検閲は憲法第十二条で定められた親裁事項の一つであり、勅令によって定められた^五。特命検閲は帷幄上奏の中でも最も定例化した重要な統帥事項であり、陸海軍別々に行われた。特命検閲に際して、陸海軍将官が勅命を奉じて特命検閲使となり、その結果がとりまとめて上奏された^六。特命検閲使には、検閲使随員として所要の士官、高等文官、軍属若干名が任じられ、海軍においては検閲を行なうために海軍大臣と協議の上、艦船を便宜の所に招致することができた。特命検閲使は、検閲の実況、検閲の意見を復奏し、検閲の成績、訓示を、海軍は海軍大臣に、陸軍は陸軍大臣、参謀総長、教育総監に移牒した。

軍への検閲は明治初年から行われたが、制度として確立

した時期は一八八七年(明治二十年)六月二日、「監軍部条例(勅令第一八号)」が制定された事を嚆矢とする。監軍は、勅命により検閲使として軍隊を検閲する役割も担った^七。

防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室の千代田史料には、「日清日露前後上奏書類」の中に明治天皇への特命検閲が保管されている。各部隊の司令官から、佐官以上の考課について要点のみが上質紙に転記されて恒例検閲として奏上されている。

以下は横須賀鎮守司令長官上村彦之丞の名で提出した海軍中佐K氏の人事評価に関する奏上書^八の一例である。

奏上書 横須賀鎮守司令長官

明治三九年恒例検閲ノ実況ヲ具シ謹ミテ奏上ス

一二月二十日横須賀鎮守司令長官正四位勲一等功四級 上村彦之丞

海軍中佐正六位勲三等功四級K

軍紀風紀ハ厳正ナリ 教育訓練ハ適良(可)ナリ 出師準備ハ(概ネ)整ヘリ

事務ハ整頓タリ 服務ハ勤勉(精励)ナリ

上記の奏上書は海軍横須賀鎮守士官の例であるが、全員

が適良、可、精励、などの穏当な文言が記入されている。奏上書は、厳格に士官の評価を行った結果をそのまま報告したのではなく、全員が士官として適正な業務を執行したとする報告であった。

海軍の部隊ごとの評価に関しては、整備中の艦船について、以下のように「水雷団、軍艦宗谷 鈴鹿作戦準備ハ復旧工事未治ニテ未ダ整ハス」と奏上されている。

将官の進級、評価を奏上する実権を持っていた部局は陸海軍人事局、就中人事課長、局長であった。同年海軍人事課長が書いた、進級会議における人事局長説明の草稿によれば、戦艦比叡艦長に対する評価は「正直、几帳面、至誠、奉公、だが意気に乏しい」金剛艦長は「事務的才至誠、奉公の風あり」^九という評価を行った。人事内局は将官、艦船艦長に対しても厳しい評価を行った。本省の人事部局は中将以上の人事に関しても大きな発言力を持っていたことが、この草稿からも知る事が出来る。

2. 日露戦役後の検閲

明治海軍の中でひと際光彩を放った戦果の一つは、日露

戦時における旅順港湾閉塞であろう。明治三十九年九月一二日、奏聞、上奏書は最も詳細なものであった。以下にその際の上奏書の絵図を示した。原資料はいずれも防衛省防衛研究所戦史研究センター史料「日清日露前後上奏書類」である。

奏上書は旅順口鎮守府^二司令長官海軍中將從四位勲三等功四級三須宗太郎の名で提出された。冒頭には「明治三八年一〇月平和克復後本年八月三〇日ニ至ル管下状況ノ概要ヲ摘録シテ叡覽に供シ奉ル謹ミテ奏ス」とある。

同上奏書には三〇枚余りの報告書と絵図五枚の付属資料が添付された。旅順港内閉塞の敵味方の沈没船、海底図と個別沈没船の破碎状況が提出された。その他、船舶のすべての建造状況、修理など詳細な報告を実施した。

旅順口沈没船状況について「残骸、繫留、掃海、浮遊處分、沿岸防御計畫、軍艦二隻戦闘態勢、水雷艇八隻恒例検閲、後日概して善良」なる報告がなされた。

日露戦後、閉塞した旅順港湾の沈没艦の引揚、沈没艦回航、掃海を海軍は実施した。この作戦処理には膨大な作業を要した筈である。以下は、この時上奏、検閲に付された

海軍省状況報告である。

恒例検閲

明治三八年一〇月平和克復後、本年八月三一日至ル管下状況ノ概要ヲ指摘シテ、叡覽ニ供シ奉ル、謹ミテ奏ス

旅順口鎮守府司令長官海軍少將 三須宗太郎 花押

敵引揚船・内訳 敵戦艦一 駆逐艦一 貨船三 雑役船二二
内地へ回航・戦艦二 巡洋艦一 水雷砲船一 駆逐艦一 汽船五

旅順閉塞船一覧

	船名	所属	L	B	D
1	小樽丸	日本	328	36	12
2	三河丸	日本	260	39	8
3	ハルピン丸	露	400	20	30
4	ハイラル丸	露	433	48	15
5	江戸丸	日本	250	35	15
6	愛国丸	日本	264	32	12
7	遠江丸	日本	260	37	13
8	仁川丸	日本	300	35	10
9	相模丸	日本	370	37	10
10	佐倉丸	日本	336	41	11
11	シルカ	露	276	42	23
12	泥受船	日本	155	29	13
13	アドワルドバレ	露	300	49	24
14	千代丸	日本	265	32	14

注) L…全長 B…最大幅 D…喫水(水面から海底)

四、五、一〇、一三は明治四二年中に撤去、それ以外の引き揚げ船の位置を奏上

表に未記載の沈没船が朝顔丸他一隻、表には記載があるが図にない船舶は二二、六、七、一一、一二、以上六隻

明治三九年九月「海軍省状況報告」

防衛省戦史資料室に残る資料に見る限り、日露戦数年後の平時には、恒例検閲による奏上がより簡略となっている。明治四三年一月二七日における呉鎮守府司令長官加藤友三郎による奏上書には「明治四三年一月ヨリ本年四四年一〇月ニ至ル間ニ於ケル官下状況ノ概要ヲ具シ謹ミテ叡覽ニ供シ奉ル 明治四三年一月二七日」として八枚の報告書であった。

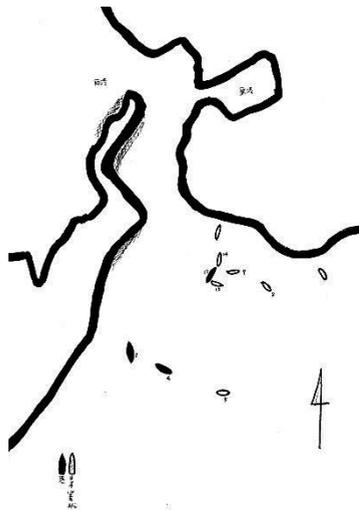
(二) 昭和天皇への帷幄上奏例

1. 帷幄上奏書式の例

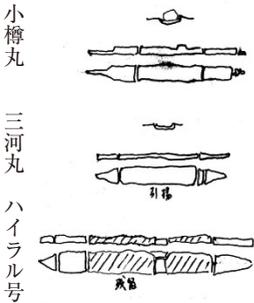
大正期において機能不全化した親裁体制は、昭和天皇の登場によって恢復した。若くして帝王学を授けられた昭和天皇による親裁体制は、伝説化していた明治天皇を上回る確固とした官僚制度によって支えられた。行幸時において

図一 旅順口外現在沈没船位置図(海軍が奏上した旅順口閉塞図)

引揚沈没船一覽…原型を留めない全一四隻の一部



図二 海底沈没船図



必ず設置された大本営を除いて、常設された大本営設置期間は、明治天皇在位期間中には三年八ヶ月であったのに対して、昭和天皇在位期間では八年九ヶ月であった。大本営設置を戦時に限定していた大本営条例は、事変でも設置可能にした大本営令（昭和一二年軍令第一号）となった。但し、統帥権者としての天皇と軍、政府との関係は、平時と戦時において大きな相違がなかった。すなわち、大本営設置如何に拘わらず親裁式そのものは何ら変わる所はなかったことは、次節に示す大本営設置前における『侍従武官長奈良武次日記』と戦時大本営法施行後との対比によって知ることができる。以下に戦時大本営法施行後の昭和一六年以降における上奏の事例を示そう。

昭和一六年九月八日参謀本部が起案した戦時見通しは参謀次長の名で課長以下が起案した奏答資料として残っている。「對米英蘭戦争ニ於ケル作戦の見通シ 塚田参謀本部次長印 服部課長印 高山主任印」^二がそれである。

昭和一六年一二月二日 上奏 参謀総長からの上奏文「日獨伊軍事協定ニ関スル件」^三には外交に関わる事項であるが大臣の印はなかった。

昭和一六年六月参謀本部による上奏「南方作戦ニ関スル件」^四は参謀総長・杉山印、参謀次長・塚田印、部長・印はあるが大臣印はなかった。

昭和一六年一月五日参謀本部から提出された「對米英蘭戦争ニ伴フ帝國陸軍作戦ニ関スル件ニ関スル件御説明案」^五「對米英蘭戦争ニ伴フ帝國軍作戦計畫ノ概要」^五には両方作戦準備ニ関シ命令相成度件とあり、以下のような書式で奏上された。同稟議書には陸軍大臣の欄はあるが、そこには印は附されず空白であった。両文書は陸軍大臣、次官の決裁を経ないで提出されている。また陸海軍統帥部別々の書式であり、連隊部長として、海軍軍令部長の印を付した場合があったが、専ら陸海軍統帥部ごとの稟議を経て上奏に附された。

A. 作戰上奏文稟議書印書式（昭和一六年一月五日）

「對米英蘭戰爭ニ伴フ帝國陸軍作戰ニ関スル件ニ関スル件御説明案」

陸軍大臣	參謀總長（兵站總監）	
—	杉山元印	
次官	次長	
—	塚田攻印	
連帶部（局）長	總務課長	主任部長
—	若松印	田中印
連帶課長	庶務課長代理	主任課長
—	杉山元印	服部印
	庶務課主任	主任者
	小林印	瀬島龍三印

B. 作戰上奏文稟議書印書式（昭和一六年一月五日）

「對米英蘭戰爭ニ伴フ帝國軍作戦計畫ノ概要」

大臣	參謀總長
—	杉山元印
次官	參謀次長
—	塚田印
連帶部長	責任部長
軍令部長	田中印
山本印	

2. 開戦後における帷幄上奏の形骸化

昭和一六年二月一日杉山元の上奏書は、「作戰準備ノ現況ニ就テ、南方作戰ノ現況ニ就テ、各軍ノ集中及展開状況ニ就テ」の三項目を報告した。「作戰準備ハ殆ンド完成シ満ヲ持シテ大命ヲ待ツ許リテ御座イマス 特ニ各軍將兵ノ志氣ハ極メテ旺盛デアリマシテ一死奉公ノ誠ヲ棒テ聖慮ヲ安ンシ奉ランコトヲ期シテ居リマス 參謀總長 杉山元」^{一六}。

日米開戦前の上奏は両総長がそろって上奏し、軍令部が起案した「十二月X日ニ関スル両參謀總長上奏時、軍令部總長上奏文書 軍令部起案」は「謹ミテ用兵事項ニ関シ奏上致シマス 武力発動ノ時機ヲ十二月八日ト予定シマシタ 主ナ理由ハ月齡ト曜日トノ関係ニ因ルモノデ御座イマシテ：月齡二十日 ハワイ十九日 大命ヲ発セラレ度謹ミテ允償裁ヲ仰セ奉リマス」^{一七}とある。

日米開戦以降、統帥部は連日戦況を奏聞・奏上した。以下はその事例である。戦況説明の上奏は參謀次長が行うことがあった。昭和一九年一〇月一日戦況ニ関シ御説明資料^{一八}では、海軍軍令部次長から「パラオ方面 一〇月二日戦域 敵兵力戦死、負傷数 中央太平洋方面 三か所沖

繩シナ厦門 南東方面五か所 南西方面七か所 戦果ナシ 撃破一」という戦況表が天皇に奏上された。

戦局が困難な状況が続いても統帥部から毎日奏上されていた。以下は戦況がすでに絶望的になっていた昭和一九年一〇月の海軍による戦況説明資料である。戦況報告とする奏上が連日行われた。昭和一九年一〇月三十一日の事例では一〇数ページの報告書、別表四、五頁の分量がある。添付された別表にはアジア太平洋全戦況の報告が仔細に記されている。戦況区分は大きく三区分され、一、中部太平洋、二、東南方面 三、南西方面についてそれぞれ戦闘日時、敵兵力、敵被害、撃墜、撃破、被弾、敵戦死傷者数が逐次奏上された。

昭和一九年以降、マニラの戦況は日本側の一方的な敗北であった筈であるが、同日の海軍統帥部による奏上書では、マニラと同基地に対して総数二二五機来襲した中で撃墜とほぼ同数の未還機であり「被害軽微」と奏上した。「昭和十九年十月三十日 戦況ニ関シ御説明資料 昨二十日〇七四五ヨリ一五一五迄「マニラ」地区ニ対シ三次ニ亘敵戦場機延約七〇機来襲主トシテ飛行場及泊船船ヲ攻撃セ

リクラーク地区一五五機来襲 撃墜 F六F二五機 SBD二機 不確実F六F八機 TBF三機 我方自爆未帰還合計二十一機 紫電炎上一機 飛行場被害ハ軽微ノ模様ナリ」 「マニラ沖海戦 空母四隻その他一〇数隻と交戦 特攻隊爆撃機三機 彗星二機 その他四機クラークを爆撃 戦果大型空母一 彗星一 戦型不詳二炎上中 巡洋船一炎上中 二四日母船飛行機隊ノ拳ゲタル総合戦果 正規空母一隻確実に撃沈 空母一隻 大破 我方被害未詳ニ点アルモ約一三機誘致戦中各船撃墜機数 沈没船ノ分ヲ含マズ 合計一三七機 重複セル算アリ」

戦況が悪くなり、起死回生の突撃隊を編制した当初の奏上は、この時期においては最も意気揚々たる奏上書であった。神風特別攻撃隊の初出撃は一九四四年一〇月二二日であり、戦果をあげたとして大本営は大々的に発表して、勲鳥隊指揮官は軍神として祀られた。軍令部総長及川古志郎からの「戦況ニ関シ奏上一〇月三十一日」では「スルアン島方面ノ敵機動部隊ヲ攻撃致スベク、十三時三十分「セブ」ヲ発進致シマシタ神風特攻隊爆撃機六機、直掩 五機ハ、十四時三十分スルアン島ノ南南東四十哩ニ於キマシテ、空

母三隻戦艦一隻ヲ基幹ト致シマスル目標（手前二偵知シタ部隊ト思ハレマスルガ）ヲ捕捉、果敢ナル攻撃ヲ加へ、大型空母二三機、中型空母二機命中致シ夫々大火災停止スルノ認メテ居リマス、他ノ二機ハ小型空母及戦艦二夫々命中炸裂シマシタガ効果ハ確認致シテ居リマセヌ：現在迄ニ判明致シマシタル神風隊ノ挙ゲマシタ戦果ハ既ニ上聞二達シマシタモノモ含ミマシテ撃沈空母二隻、巡洋艦及輸送船各一隻、大破炎上空母四隻、巡洋船及船型不詳各二隻、中小破空母三隻、戦艦二隻、輸送船一隻ニ達シテ居リマス」

しかし、これ以降の神風突撃隊の戦果について具体的な報告は乏しかった。また戦況についても「不明」「被害ナシ」「被害軽微ノ模様」「相當ノ戦果」など曖昧な奏上が多く、戦況の上奏も国民への発表と大差ないものであった。「陸軍本省ニ依レバ敵機動部隊ハパレンバンノ南南西二十〇哩付近ニ在リテ〇九四五並ニ一〇三〇各五十機ノ艦上機パレンバンニ来襲シ所在部隊ハ之ヲ撃墜シ相當ノ戦果ヲ挙ゲタル模様ナリ 硫黄島被害ハ輕微ノ模様ナリ」^{一九}

昭和二〇年六月一日 菊水九号作戦では「戦闘機延九十機沖繩泊地上空、制空ノ下九九艦爆全力ヲ以テ同付近艦攻

撃ヲ実施、被害ナシ、戦果、撃墜、撃破、南西諸島、台湾、中部太平洋、南西太平洋 戦果不明」^{二〇}というものであり、相当な被害が連日あった昭和二〇年六月以降の奏上も「被害ナシ」とする報告が多かった。

以上のように、被害の過少報告は、統帥権者が終戦への決断を遅らせる結果となった。

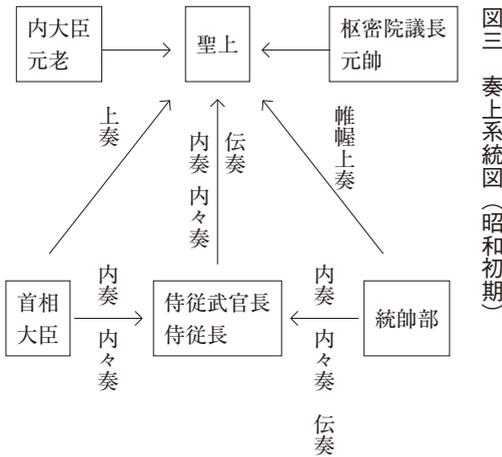
(三) 『侍従武官長奈良武次日記』にみる帷幄上奏

1. 昭和天皇への奏上系統図

昭和初期における公表されている奏上記録は『侍従武官長奈良武次日記』が最も詳細な記録である。天皇への日常の上奏は侍従武官を通じた内奏、伝奏の形式で行われたことが、日記に記されている。同日記によると軍務、作戦に関する事項は侍従武官長が上奏前に必ず上奏者と打ち合わせをし、その結果を内奏している。上奏される場合、武官長が必ず同席し、武官長から伝奏される場合も多かった。同日記はあくまで軍務に関する記述が中心であるが政務に關しても記録されている。『侍従武官長奈良武次日記』には、昭和初期において、出兵は國務大臣の輔弼の範囲内で

あるとする認識もあつた事が記されている。但し、軍の見解と異なることは無論である。

憲法上は輔弼たる國務大臣が上奏すべきであるが、実際は侍従武官等を通じて相当数の官吏が奏上していた。総理大臣は人事、国会、選挙、重要法案、大臣は担当職務、軍は侍従武官を経由する事が多かったが、恒例検閲として人



事考課に關しても必ず奏上された。特に開戦以降には統帥部から毎日戦況の報告が奏上された。その他、特に許された一般の官吏から奏上する姿が『侍従武官長奈良武次日記』に記されている。

以下に奏上系統図と同日記に記された職務別親裁事項数を集計した。

2. 昭和天皇への拝謁と國務上奏

拝謁を賜ることは、国家への求心力を高める重要な儀式であり、外交に關しては相手国への最大の敬意であつた。官僚が天皇への拝謁を賜る機会は、文官に比して武官がはるかに多かつた。

天皇への拝謁日は一週間の中で決まっていたが、不定期な拝謁は毎日に行われた。侍従武官長などの側近はほぼ毎日拝謁した。高官への拝謁は奏上に至る場合があつた。定例の拝謁日には、宮城御殿や広場で数百人、数千人对する拝謁もあつた。

目的別に拝謁を分類すると、文武官の異動、外国大使や元首、将官への激励など形式的なものと、少数の高官によ

る上奏を兼ねるものがあつた。拝謁には外交、統治、大元帥の立場によつて拝謁の形式が異なつた。

表一は昭和元年から昭和八年に至るまで、奈良侍従武官長時代における拝謁記録を集計した数字である。天皇の諮問機関であり、親臨が制度化されている枢密院の顧問官による拝謁が最も多い。明治以来約二〇〇名の枢密院顧問官が任命されたが、枢密院顧問官は拝謁だけで奏上はほとんど行われなかつた。次いで総理大臣、内大臣、宮内大臣の拝謁が多く、武官長、侍従は基本的に毎日拝謁している。侍従武官長は軍務に関するあらゆる事項に同席したが、さすがに元老、内大臣の拝謁、上奏には同席しなかつた。

表一 昭和天皇への拝謁回数

枢密顧問官	39
総理大臣	24
内務大臣	17
宮内大臣	10
朝鮮総督	10
陸軍中將	9
元帥	8
元老	8
師団長	8
内大臣	8
外務大臣	7
陸軍大將	7
海軍大臣	6
宮中顧問官	6
近衛師団長	6
参謀次長	6
海軍機関長	5
軍令部次長	5
在郷軍人	5
大藏大臣	5
陸軍大臣	5
海軍中將	4
憲兵司令官	4
参謀総長	4
司令官	4
侍従長	4
台湾総督	4
文部大臣	4
旅団長	4
海軍軍医長10名	3
海軍参謀長	3
海軍人事部長	3
海軍大將	3
軍令部長	3
侯爵	3
國務大臣	3
商工大臣	3
枢密院議長	3
鉄道大臣	3
砲兵少佐	3
陸軍少佐	3
その他	333
計	605

(昭和元年～八年「侍従武官長奈良武次日記」より集計)

たが、上奏・拝謁の有無は把握していた。奈良武次は次のように日記に記している。「六年五月二九日西園寺公長時間(二〇分) 拝謁奏上 何事か奏上」^三

一般政務の上奏は侍従武官長の管轄外であるが、総理大臣の上奏や経済、外務閣僚の上奏について日記に記されており、武官長も通常はこれに同席した。拝謁に続いて奏上する事例も多い。農林大臣からは毎年の米の作況が判明した九月には必ず奏上した。従つて、米の作況指数が国民経済に及ぼす影響を天皇は熟知していた。総理大臣は議会の開会、閉会、選挙結果、共産党一斉検挙などの治安に関する重要事項は詳しく奏上した。行幸時においては知事、地

表二 昭和天皇への國務上奏回数

総理大臣	32
外務大臣	14
内大臣	6
農林大臣	6
大蔵大臣	5
元老	3
台湾総督	2
逓信大臣	2
内相	2
茨城県知事	1
横浜市長	1
会計検査院長	1
岩手県知事	1
宮城県知事	1
熊本県知事	1
検事総長	1
公使	1
参謀本部中将	1
司法大臣	1
神奈川県知事	1
枢密顧問官	1
拓務大臣	1
朝鮮総督	1
長崎県知事	1
鎮守府長官	1
鉄道大臣	1
東京府知事	1
栃木県知事	1
奈良県知事	1
内務大臣	1
武官長	1
文部大臣	1
満鉄総裁	1
計	96

(昭和元年～七年『侍従武官長奈良武次日記』より集計)

方官吏からの奏上もしばしば行われた。

3. 昭和天皇への帷幄上奏記録

以下に、昭和四年から七年まで、奈良武次武官長が在任中において日記に記した帷幄上奏記録（軍務上奏と作戰上奏に筆者が区分した）の日録を抜粋した。天皇が統帥事項に実質的に深く関わっていた事は明瞭である。

山東撤兵延期への不同意、張作霖事件における田中首相への叱責は昭和天皇の英断と言ふべきであったが、後日『独白録』では、裁判を意識して、立憲君主のあるべき姿ではなく、若気の至りとしてこれを反省した。

満州事変に関して、朝鮮軍司令官の独断専行とする参

謀総長に、天皇は不拡大を指示し注意と御下問を行った。

(若槻) 内閣は増派の賛成はしないが、増派の事実を認め経費を支出する事の上奏を行い、天皇は「此度は致方なきも将来充分注意せよとの御誼」を行い追認した。この時期において、関東軍について首相が上奏することがあった。

昭和六年一月二十七日、武官長、侍従長は「統帥権を行政権に隷属せしむるが如き観」があるとして、軍務上奏の際には犬養首相を「別に召されたくまた後の近衛首相は、しばしば統帥部を並立して上奏した。」とある。陸軍出身の田中義一首相の際には統帥事項の上奏には首相が同席した。ところが純粋な政党出身の犬養首相時代には侍従長、侍従武官長が伝奏した。

昭和四年

三月四日、参謀次長が濟南撤兵計画を上奏した。四月

一七日参謀総長は山東撤兵開始延期を上奏したが、天皇はその上奏に不同意であった。天皇は、内大臣、総理に御下問を行った。

五月一日、鈴木前参謀総長参謀総長、作戦の内意を伺う五月二日、白川陸軍大臣が、満州某重大事件責任者処分の件を内奏する。田中義一首相について「事件発表に関し奏上の際、陛下より責任を取るにあらざれば許し難き意味の御沙汰ありし由、然るに首相は解せざりしか或は解せざる風を装ふてか、白川陸相に勧め責任者処分の件を内奏せしめたるため逆鱗に触れ、事頗る面倒に立至れり、首相は辞表奉呈の決心をなしたりと云ふ」

一〇月二二日、参謀次長はシナ情勢を上奏し、裁可された。昭和五年

六月一〇日、軍令部長の上奏を御下問になり、海軍大臣

昭和六年

に下付することを御聖断になった。

従来、陸軍参謀総長はシナの作戦、状況を上奏、裁可していた。海軍は軍令部長からの上奏については海軍元帥へ御下問した後、裁可していたが、本年から御下問なく裁可されるようになった。

六月一八日、張作霖爆死事件のため停職中であつた河本大佐復職の件を、陸軍人事局長が武官長を通じて内意を伺う。

六月二〇日、河本大佐復職の内意を得ることはできなかった。

六月二四日、陸軍人事局長が内奏、参謀本部第一部長が上聞した後、河本大佐の一時的な復職が許された。

三月五日、参謀本部、軍令部が共同して対米作戦の図上研究を行った結果、好結果を収めた旨を奏上した。

山東出兵の上奏に際し、田中義一首相は参謀

総長と並立して上奏した。

九月八日、内大臣より陸軍軍紀について内奏し、陸海軍大臣に御下問した。

九月一九日、陸軍大臣は関東軍が奉天に進出したことを知っているが奏上せず、軍の独断専行である。聖上は首相の承認が必要であると考えておられ、これは無法の挙である。参謀総長はこれに同意して奏上した。しかし、閣議では増派の承認を得られなかった。陛下は行動を拡大せざる様、総長に注意と御下問を行った。

九月二二日、閣議は増派には賛成しないが、増派の事実を認め経費を支出する。若槻総理大臣は閣議の決定を奏上した。参謀総長は混成旅団派遣を追認するように内奏した。「陛下より此度は致方なきも将来充分注意せよとの御詔を拝す」朝鮮軍司令官は独断専行であり、並に参謀総長の不取締等に就ての責任は時局平静を待て詮議する必要がある。参謀総長の代奏を武官長が行った。

九月二二日、陛下は行動を拡大せざる様、総長に注意と

御下問を行った。同日、閣議で増派の賛成はしないが、増派の事実を認め経費を支出する事とした。若槻総理大臣は閣議の決定を奏上した。参謀総長は混成旅団派遣の追認を内奏すると「陛下より此度は致方なきも将来充分注意せよとの御詔を拝す」との御言葉があった。

九月二五日、若槻総理が満州事変の処理を奏上した。

一〇月二日、ソ連の情勢判断を行い、シナ、米、ソ連を同時に敵国にした場合の所要兵力について検討した結果、二八〜三〇個師団が必要であり、陸軍の装備の問題もある。同日、出兵は國務大臣の輔弼の範囲内か否かと清水澄に問うと、清水は範囲内とする。宮内省御用掛も追認出兵の責任は内閣にあると説いた。朝鮮出兵は閣議決定を行っていない。形式は不備だが、首相が出兵を承認したので内閣は追認したと解する。陸相は閣議を経ていないが、内閣承認とはいえないと同意した。

海軍大臣	36
陸軍大臣	34
教育總監	16
参謀総長	13
師団長	9
総理大臣	8
海軍大将	6
海軍特命検閲使	6
軍令部長	5
元帥	5
特命検閲使	4
司令官	3
陸軍大将	3
海軍特命検閲	2
艦隊司令官	2
近衛師団長	2
軍司令官	2
軍令部長(伏見宮)	2
陸軍司令官	2
陸軍中將	2
旅団長	2
海軍艦隊司令官	1
海軍艦隊司令長官	1
海軍技術研究所	1
海軍司令官	1
海軍所管長	1
海軍中將	1
海軍長官	1
艦隊司令長官	1
関東軍司令官	1
軍参議官	1
軍事参議員	1
軍事参議院議長	1
軍事参議官	1
軍事参議長	1
軍縮全権	1
警備司令官	1
検閲使	1
元帥/軍令部長	1
在郷軍人会長	1
参謀次長	1
参謀総長(閑院宮)	1
参謀総長代理	1
指揮官	1
侍従武官	1
侍従武官長	1
重砲兵学校長	1
台湾軍司令官	1
台湾総督	1
東京警備司令官	1
東京湾要塞司令官	1
陸軍師団長	1
陸軍人事局長	1
陸軍大将/軍事参議官	1
練習艦隊司令官	1
連合艦隊司令長官	1
計	199

表三 昭和天皇への帷幄上奏回数

一二月二七日、参謀総長は満州四大隊と天津二大隊増派を上奏し裁可される。荒木貞夫陸軍大臣が内

の覚悟その準備について
 時の覚悟 一、列国を相手として開戦した時
 について御下問する。一、経済封鎖を受けた

一〇月六日、関東軍について首相が上奏した。陸軍は満蒙を独立せんとするが外務省は独立政権を好まない。

昭和七年

一二月二七日、「此度は侍従長とともに統帥権を行政権に隷属せしむるが如き観」あり、犬養首相は別に召されたくと上奏する。
 犬養首相は増加兵を閣議で承認したが、「参謀次長とは齟齬」があった。
 内大臣より聖上は錦州攻撃にご同意なる旨を聞く。

意を伺う。参謀次長が参謀総長(閑院宮)の代理で作戦を上奏

表四 昭和天皇への作戦奏上回数

参謀総長	111
軍令部長	32
参謀次長	18
海軍大臣	10
陸軍大臣	3
関東軍参謀長	2
参謀本部総務部長	2
朝鮮軍司令官	2
海軍司令官	1
海軍次官代理	1
海軍大将	1
外務大臣	1
閑院宮載仁	1
関東軍参謀大佐	1
関東軍司令官	1
近衛師団長	1
軍事参議員	1
軍令部次長	1
警備司令官	1
参謀総長代理	1
参謀本部課長	1
参謀本部作戦課長	1
参謀本部部長	1
師団長中佐	1
侍従武官長	1
前参謀総長	1
総理大臣	1
台湾軍司令官	1
陸軍大将	1
計	201

〔昭和元年～八年〕『侍従武官長奈良武次日記』より集計

二月六日、張学良を満州に復活させることについて陸軍の見解を御下問になる。

二月二日、聖上は財政関係を深く御心配された。

二月二五日、参謀本部総務部長の上奏を侍従武官長が代奏する。

四月一四日、聖上は御前会議を開いて対露方針を決定したい。

四月一五日、参謀次長に委任し、対露「妄りに増兵あらざるべし、彝族を露支国境にまで追撃しないよう」と御指示。

八月八日、事件拡大を防止し、「張学良時代より善政を

布くよう努めよ」熱河作戦はすでに允しやむを得ない、陛下の責任ではない。

4. 昭和天皇と軍人事記録

表五 昭和天皇への軍人事上奏回数

親任式	41
陸軍大臣	33
海軍大臣	31
親補式	22
親授式	17
陸軍人事局長	14
総理大臣	7
侍従武官長	7
陸軍大臣代理	3
総理大臣代理	2
海軍人事局長	1
海軍特命検閲	1
元老	1
人事局長	1
陸軍人事課長補佐	1
陸軍大将	1
計	183

〔昭和元年～七年〕『侍従武官長奈良武次日記』より集計

以下に、『侍従武官長奈良武次日記』における軍人事関係の日録を抜粋した。同日記には天皇が軍の人事に深く関与していたこと、陸海軍間における人事内奏の範囲の相違、後任侍従武官長人事への不満などが記されている。

昭和六年

六月五日、総理大臣が朝鮮総督更迭を内奏する。

人事局長、陸軍大臣の代わりに武官長が人事

内奏を伝奏する。

八月二八日、人事局長からの内奏を武官長が伝奏する。

九月二八日、陸軍人事局長が師団長進退伺いの内奏を武

官長が伝奏する。

九月一二日、陸軍人事局長は、海軍が陸軍に倣って人事

内奏の範囲を拡大させると、陸軍の立場が

「不良」となるので、一時見合わせて欲しい

と内奏する。

一二月一八日、陸軍司令官の任命を陸軍人事局長の奏上

を侍従武官長が代奏、内奏する。

同 陸軍参謀総長の更迭と閑院宮の参謀総長就任

人事の内意を得る。

昭和七年

一月二二日、海軍大臣が伏見宮を軍令部長に推挙するた

めに、天皇の内意を得る事を侍従武官長に依

頼する。

一月二九日、軍令部長の更迭と伏見宮軍令部長就任が裁

可される。

軍令部長（伏見宮）が特命検閲使を覆奏する。

奈良武次侍従武官長の後任人事に関して、陸

軍大臣による侍従武官長人事案に陛下は不満

である。

5. 昭和天皇への御進講記録

定例の御進講は一週間に二日間、曜日を決めて行われた。

昭和初期において、火曜日には、行政法・財政及経済の御

進講が、木曜日、皇室宮中令制・軍事学の御進講が行われ

た。金曜日は、定例の拝謁日とされ、土曜日は生物学のご

研究の日とされた。

火曜日御進講は行政法・財政及経済、木曜日は皇室宮中

令制・軍事学がその科目名であったが、それにとらわれず

多様なテーマの御進講が実施された。『侍従武官長奈良武

次日記』に記された昭和初年の御進講科目を、筆者が三つ

に大別した題目を表六に示した。御進講題目は古典、教養

が少なく、軍務、国務、外交、国際情勢という重要な時事

区 分	御進講の題目(昭和6年から8年4月)
軍務	暗号の研究 海軍軍事学米海軍の航空戦術 軍艦改造、弾薬改良をなし米海軍に対する強化 軍縮会議のその後及び我が海軍の提案 参謀本部軍令部共同して対米作戦図上研究 シナ満州国の海軍に就いて 上海戦鬪の統帥上の研究 上海附近の作戦 図上演習に就いて研究せる対米作戦 対米作戦兵棋演習前回の続き 熱河攻略の状況 熱河作戦の経過 ハワイ攻防演習状況 蘇国の東方侵略策 米軍作戦の陣形 米国海軍力に対する我海軍力の比較 米国急降下爆撃法 満州事変張春の戦鬪 満州事変の経過 満州事変奉天戦鬪 諜報について 国防と想定敵国 早蕨の転覆原因 連合艦隊の訓練 無線探知機
国務	学校カンニング問題 生糸買い上げについて 生糸買い上げ法規 議院政治否認の傾向及び其の原因 貴族院常任委員会選挙 行政改革 行政法英国議會 議會浄化の例 強制労働廃止条約 緊急財政処分案 金銭債務臨時調停法 減税案 憲法学 強姦姦娠の婦女子処置 後継内閣と内大臣奏薦 重要産業統制 特別議會と臨時議會 内大臣職由来 南洋委任統治群島の状況価値 日銀制度改正 日清日露役前の状況 日本の政党の起源沿革 商業事業所就労時間制限条約 少年保護法 神社と宗教・参拝問題 枢密院議題・プロシア内閣 枢密顧問官制改正 選挙干渉の実相 選挙の棄権率 選挙の実状 選挙法改正 選挙法改正案 選挙法改正案の現況 東京都制案 東京都制法案 通信省への電気技師増員 鉄道法官制中改正 農村疲弊の原因追加 弁護士受験資格 明糖脱税事件の顛末
外交/国際	国際連盟軍縮会議 国際連盟脱退の法理研究 国際連盟脱退問題 蘇国と小包郵便交換 ヒトラー内閣組織に至る由来 フィリピン独立問題 仏国下院議員総選挙 仏国大統領選挙 フランス内閣の変遷 シナの排日ポスター 米国大統領選挙方法 シャムの革命及び暫定憲法について 上海事変の米国の態度 満州四頭政治の沿革現状 満州国の現状及び将来に就いて 満州国の内閣制度 満州承認問題 満州問題 満州問題 聯盟脱退枢議案 ドイツの比例選所並びにヒトラー内閣に付き ドイツヒトラー内閣の憲法一部停止の件 ユーゴスラビア憲法議會停止 教養楠公の功績 明治天皇の御聖徳 孫子 唐の太宗と王道 論語

表六 昭和天皇への御進講

的課題に関して、当該分野の専門家から御進講を受けている。天皇の識見は昭和初期において、すでに側近の誰も及ばない統治権総攬者、統帥権者としてのレベルに達していたと考えられる。以下に示すように、日米開戦前「帝国国策遂行要領」御下問の際において、天皇は、軍政、軍略だ

けではなく、財政問題や米の作況を常に念頭に置く発言を行っていた。文武官は自分の狭い担当部署のみしか考えていなかったが、天皇は総合的な国家戦略を判断できたからであり、御進講によってその能力が培われていたのであった。

二. 日米開戦前における御前会議の検討

(一) 参謀本部第二〇班「機密戦争日誌」(「昭和日記」)の検討

1. 「機密戦争日誌」(「昭和日記」と参謀本部第二〇班の由来
「機密戦争日誌」^三は、戦後表紙だけを変えて綴じられたものとされてきた。「機密戦争日誌」は昭和一五年六月から昭和二〇年八月一日まで大本営陸軍部(参謀本部)第二〇班が作成したとされる業務日誌である。大本営陸軍部第二〇班の前身は昭和一二年戦争指導課に始まる。同課から独立して参謀本部次長直属の第二〇班となり、開戦に関する文書を作成した。

刊行された業務日誌を清書した人物は、種村佐孝、原四郎、野尻徳雄、甲谷悦雄、橋本正勝であり、それぞれが一二月末日に署名している。

「機密戦争日誌」は下段に(「昭和日記」とカッコ書きされている。それは以下の理由がある。「機密戦争日誌」字体は当日の日誌原本ではなく、敗戦期に在籍した第二〇

班将校によって「昭和日記」を参考にして、後日、日誌として清書されたものである。清書された「機密戦争日誌」の原本は「昭和日記」であった筈であり、彼らが主張するように、「昭和日記」の表紙のみを差し替えたとは考えにくい。「昭和日記」の原本に基づき「機密戦争日誌」が編集され、筆写されたものである。

2. 「機密戦争日誌」への疑問

「機密戦争日誌」とは終戦後「昭和日記」にもとづいて清書されたものである。「機密戦争日誌」が一次史料と見なせない理由は以下のような「機密戦争日誌」原本の書体にある。

「機密戦争日誌」は一定の期間、特に年や区切りの時期毎に書き手が変わっている。特に開戦前に限定すれば、昭和十六年四月十八日より昭和十六年十二月七日まで卷三に関して全て同じ字体で書かれ(清書され)ている。昭和十六年十二月より十七年十二月卷四は二、三名の字体で書かれている。しかも、一年間に涉って同じ筆記用具で同様の筆庄によって一気に書き上げられていると断定できる。

したがって「機密戦争日誌」は記録された日時より、後日、筆写、清書された可能性が大きい。公表されることを前提にして書いた当事者達の記録だけに、開戦や終戦、戦争判断に関する重要な事項の削除や加筆修正があったであろう事は当然であろう。

「機密戦争日誌」には資料四に示すような、毛筆書きで「昭和日記」の表紙が付されている。

参謀本部第二〇班は班長以下の将官五名前後の他、下士官、タイピストによって構成されていた。

原少佐による一二月七日の日誌には以下のように記されている。「一、人生五十年最後ノ日曜日ナリ 當班戦争発起ヲ明日ニ控ヘ一同(班長神宮参拝ノ為欠下士官及『タイピスト』ヲ加フ)箱根ニ清遊シ越シ方一年ヲ顧ミ欲ヲ共ニシ且之ヲ尽セリ」班長はこの時、杉山参謀総長の伊勢神宮参拝に同行した事が分かっている。参謀総長は伊勢参拝の許しを天皇に許しを請うていた。

「機密戦争日誌」の筆者は筆跡と末尾の署名から特定できる。

「機密戦争日誌」は昭和二〇年八月一日に終わっており、

終戦時の日誌清書者は種村佐孝大佐であった。八月九日から一五日は軍務課内政班長竹下正彦中佐により「コレヲ以テ愛スル我カ国ノ降伏経緯ヲ一応擱筆ス」として終わっている。

種村佐孝は戦後、自らの日誌「大本営機密日誌」を刊行した。種村は昭和一四年一二月から昭和二〇年八月五日まで最も長く第二〇班に勤務した。その間昭和一五年八月から一〇月、昭和一九年七月から昭和二〇年四月まで班長を務めた。種村は大本営戦争指導班(第二〇班)の活動のすべてを知る人物であった。

昭和一六年開戦前の班長であった有末次は、昭和一五年一〇月から種村の後任として班長となり、昭和一七年一月甲谷悦雄に後任を譲るまで班長を務めた。有末次はその後戦死した。

「機密戦争日誌」は参謀本部第二〇班に関わる業務日誌であり、御前会議、大本営各部との折衝が記録されていることは事実である。しかし、「機密戦争日誌」は決してリアルタイムの日誌ではなく、爾後(戦後)において年ごとに加筆、改竄、清書されたものである。各年において筆

者が異なり、年末に筆者の署名がある。しかも例え同一人物が書いたとしても、日誌であれば日によって、筆記具によっても筆跡が微妙に異なる筈であるが、一年分を一気に清書したとしか考えられない様な筆跡の連続性がある。

「機密戦争日誌」は占領軍の査察を受ける際に、裁判に差し障りがない様な箇所を清書したものであろう。「機密戦争日誌」という表題も作爲的な表題である。参謀本部第二〇班の記録なら「昭和日記」が本来の表題であろう。刊行された『機密戦争日誌上』（錦正社平成一〇年）は『大東亜戦争の終局』から転載されたものである。但し原本といえるものは、本稿で示した、防衛省に所蔵されたものであるが、同書自体が、「昭和日記」なる原本を筆記したものであり、「昭和日記」の表紙を変えただけではなく、戦後清書されたものである。

九月六日「幾多の秘史あるが如きも茲に記載せず」この文章も後日当時を回顧して「秘史」として日誌が書かれた事を暗示しており、当日の記録ではないことを自ら告白した様なものである。

3. 「機密戦争日誌」と他資料の比較

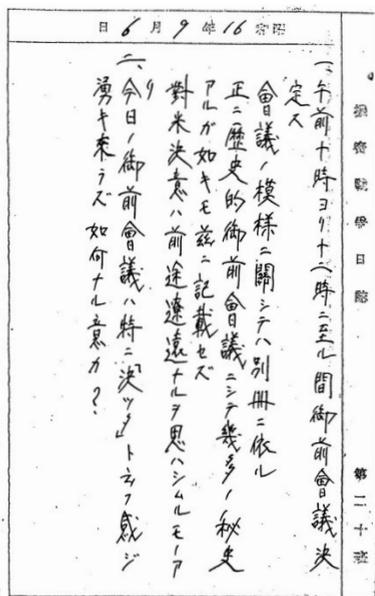
昭和十六年九月六日の御前会議記録には、「杉山メモ」には「多くの秘史」があるとされてきたが、明治天皇御歌を引用して、平和を希求したとされる天皇の発言については誰しも疑問を持つものはおらず、これに疑問を持つことは開戦秘話の中でも秘中の秘とされてきた。但し、参謀本部第二〇班が作成した「機密戦争日誌」や「御前会議事録」には天皇の発言をほのめかすような記述はない。

資料一「機密戦争日誌」昭和十六年九月六日における「今日の御前会議は特に決まったという感じ湧き来たらず」の一文は種村佐孝『大本営機密日誌』の文章と酷似している。以下は「機密戦争日誌」と種村佐孝『大本営機密日誌』の同日の文章を比較しよう。

参謀本部「機密戦争日誌」昭和十六年九月六日

一、午前十時ヨリ十二時ニ至ル間御前会議決定ス会議ノ模様ニ関シテハ別冊ニ依ル正ニ歴史的御前会議ニシテ幾多ノ秘史アルガ如キモ茲ニ記載セズ、対米決意ハ前途遼遠ナルヲ思ハシムモノアリ

資料一 「機密戦争日誌」(昭和十六年九月六日)



二 今日ノ御前會議ハ特ニ「決ツタ」ト云フ感じハ湧キ来ラズ如何ナル意カ?
 以下は種村佐孝『大本營機密日誌』による同日の記録である。

「昭和十六年九月六日午前十時から二時間にわたり御前會議において帝國國策遂行要領を決定した。だが、本日の御前會議は特に決まったという感じはせず、幾多の問題を前途に残している感じである。本決定の骨子は次の通りである。一、帝國は自存自衛を全うする為對米英蘭戰爭を辞せ

ざる決意の下に概ね十月下旬を目途として戰爭準備を完整す。一、帝國は右に並行して米英に對し外交の手段を尽して帝國の要求貫徹に務む。一、日米交渉に依り十月下旬頃に至るも尙我要求を貫徹し得る目途なき場合に於ては直ちに對米英蘭開戦を決意す」^{三三}

この「日誌」における、同日御前會議の個人的な感想は全く符合しており、同一人物の「日誌」であると見なして間違いない。これは九月六日の御前會議の議事録を作成した実務者の感想を述べたものであった。しかし、後述する陸軍作戰部長「田中新一中將業務日誌」は当日の會議録を仔細に記録しており、そこには議事の曖昧さは書かれていない。また、天皇の御言葉に関する当日會議出席者によるメモは「上奏時御下問奉問綴」「木戸幸一日記」「近衛文磨手記」だけであり、それ以外の會議出席者はだれも語っていない。

ところが戦後暫く経過して、自ら回想録と題して口述した後掲の「石井秋穂大佐回想録」では、さらなる物語として脚色された。

資料二～三は、參謀本部第二〇班による『昭和日記』を

資料二「機密戦争日誌」(昭和一六年二月二七日)

機密戦争日誌 第二十卷

日 月 年 昭和

一、開戦ノ翌日宣戦ヲ布告ス
 宣戦ノ布告ハ宣戦ノ詔書ニ依リ公布ス
 右ノ極密院ニ御諮詢アリテラ日時ハ機密
 保持ト布告ス、日トスルコトス

二、果然米武官ヨリ來電
 米文書ヲ以テ回答ス、全ク絶望ナリト
 曰ク

三、四原則ノ数條件承認
 四、支那及佛印ヨリ、全面撤兵

五、國民政府ノ否認

六、三國同盟ノ空文化

昭和十六年二月二七日

一、連絡會議開催 對米交渉不成止
 大勢ヲ制シ今後開戦ニ至ル迄ノ諸般ノ手
 順ニ舵ヲ審議決定ス

二、十二月一日御前會議ニ於テ國家ノ最高意思
 未決定事、前ニ連絡會議及閣議ヲ開ク
 三、十月二十九日重臣ヲ宮中ニ招キ總理之ト
 懇談ス

右ニ開シ御上ハ重臣ヲ御前會議ニ出席
 セシメテ如何ノ御意ヲ御示シテ如何キニ總理
 國務ハ責任者ニ於テ決スルヲ可トスルニ日
 奏上ス

第二〇班の当事者達が後日(戦後)ペン書きで清書したものである。前述した如く各区切りの年ごとに清書者が変わっており、それぞれ期末に署名がある。

資料三「機密戦争日誌」昭和一六年二月七日の日開戦前の記録は、原少佐による感慨をもつて語られた。この一文こそ、この「日誌」なるものが後日書かれた事を意味するものである。

資料四は「昭和日記」と後日作成された「機密戦争日誌」表紙である。同資料が作成・保管された部署は、昭和

資料三「機密戦争日誌」(昭和一六年二月七日)

昭和十六年二月七日

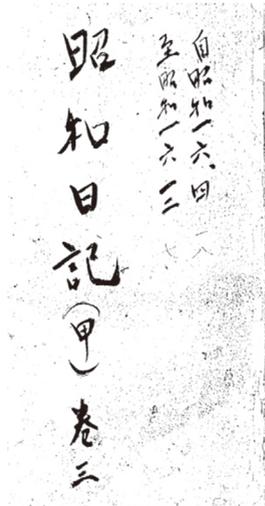
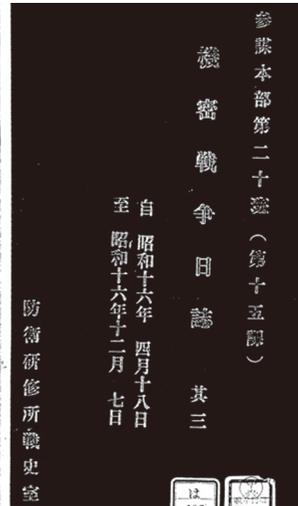
一、人生五十年最後の日曜日ナリ
 當班戦争發起ノ期日ニ控ヘ、一回(班長
 榊君參拜ノ爲メ)下士官及隊員ト
 ナリテ相根ニ清遊シ越シ方一年ヲ
 顧ミ敬ヲ共ニ且之ヲ盡セリ

生ヲ聖代ニテケ戦軍格道ヲ重責ニ任
 シ今日アルハ洵ニ之レ天祐神助ノ賜ナリト
 云フベシ

茲ニハヨリ感謝處教ノ一日ヲ送レリ
 開戦ニ至ル迄ノ機密戦争日誌本日ヲ
 以テ之ヲ終ル

(原少佐)

資料四 「昭和日記」と「機密戦争日誌」の表紙



二九年（一九五四年）七月保安庁から防衛庁防衛研修所と改称された。『昭和日記』の表紙は戦前期における第二〇班のオリジナルなものに間違いはないであろうが、表紙のすげ替え、清書はアメリカから資料が返還された、昭和二九年以降であろう。

(二) 参謀本部第二〇班作成記録の検討

1. 戦史記録の由来

「機密戦争日誌」並びに「上奏時御下問奉答綴」は参謀次長直属の大本営陸軍部戦争指導班（第二〇班）によって残された。同班の班長（課長）は昭和一一年六月初代石原莞爾に始まる。構成は五人以内の少人数であった。第二〇班の正式名称である戦争指導班とは石原莞爾の時代に付けられた名称であり、有末次班長の時代における実際の仕事は記録・文書作成班であった。御前会議前のみならず、通常の上奏前にも数多くの御下問があり、御下問の前には側近や官僚は周到な準備をした。その記録は部分的に残されている。

「上奏時御下問奉答綴」^{三四}は参謀本部第二〇班が作成したとされる、上奏時御下問の際の応答議事録である。原本は防衛省戦史資料室に保存されている。同資料の一部は刊行された『杉山メモ』^{三五}に収録されている。開戦前御前会議の資料は「上奏時御下問奉答綴」の他に「御前会議議事録」、「機密戦争日誌」（『昭和日記』）、高官の手記類がある。

「上奏時御下問奉答綴」には防衛省戦史資料室に所蔵されている他の資料と同様に、資料そのものへの批判を回避する為に、以下の注がすべての資料に附されている。「本紙裏の添付資料には戦史資料の入手経緯やその内容のほか、防衛研究所において当該戦史資料の保存の要否を判断する際の参考等として当該戦史資料に関する所見等が記載されたものがありますが、この所見等は記述者の個人的見識に基づいて記載されたものであり、防衛研究所としての見解ではありません。」

同資料には、「戦争指導関係経歴表」として、以下のよう資料の履歴が記されている。「一、本書は旧陸軍参謀本部第二〇班又は第一五課乃至軍務課で保管していたものである。第二〇班は昭和一五年一〇月第二課より独立して参謀本部直属の班として設置せられ、戦争指導に関する事務を担当した。昭和一七年二月第一内部内の第一五課に改編、昭和一八年一〇月再び次長直属の第二〇班となる。昭和二〇年四月陸軍省部の二位一体制に伴い、第二〇班は陸軍省軍務課と二位一体となり、参謀本部における組織名称は第二二課となった。一、昭和二十年八月一四日、大東亜

戦争終戦に方り、陸軍一般に書類消去の指令が出されたが軍務課庶務将校中根吾一少尉は高級課員山田成利大佐の許可を得て都下青梅線沿線の自宅に搬出し、『ドラム缶』に詰めて地下に隠匿した。昭和二十年末山田大佐の申し出により、元二〇班員で第一復員省(局)史実調査部(資料整理部)部員たる原四郎中佐が保管を継承して、都下某所に隠匿し、占領米軍の発見を免れるために表紙を焼却して左記分類の如く改装した。分類区分は、イ、昭和日記甲・機密戦争日記 ロ、昭和日記乙・大本営政府連絡会議事録 ハ、昭和日記丙・重要国策決定綴、ニ、昭和日記特・御前会議(重要連絡会議を含む) ホ、その他の書類である。昭和二一年一二月服部四郎大佐を部長として正統戦争史の本格編纂を意図し、部員に堀場一雄大佐、原四郎中佐、橋本正勝中佐、が分割保管した。昭和三五年四月三〇日服部氏が死亡した後、戦史室が保管した。原四郎記入一等陸佐 防衛研究所戦史室編纂室」

本資料の注記には「昭和三五年六月二二日 原四郎 防衛研修所戦史編纂官 一等陸佐 西浦進 防衛研修所戦史室長」とある。「機密戦争日誌」(昭和日記)は表紙を焼却

して改装したとされている。

「上奏時御下問奉答綴」は、いくつかの文書を継ぎ合わせた書類である。「上奏時御下問綴」という文書の表題は後日「上奏時御下問奉答綴」と訂正されている。同書類は参謀本部第二〇班の班記録文書であり、後日「杉山メモ」の一部として防衛庁戦史資料室によって公開された。同資料は決して上奏時のメモだけで構成されているわけではない。従来、すべて上奏時における御下問を記録した一次資料として取り扱われてきた。ところが同「上奏時御下問奉答綴」は、上奏時のメモに基づき爾後に作成されたものであり、当日の会議を正確に残したもののばかりでない。

「上奏時御下問綴」の中で、特に注目される記録は昭和十六年九月六日御前会議前後の記録である。「機密戦争日誌」には以下の記述がある。「一、午前十時ヨリ十二時ニ至ル間御前会議決定ス会議ノ模様ニ関シテハ別冊〔杉山メモ〕上参照）ニ依ル正ニ歴史的御前会議ニシテ幾多ノ秘史アルガ如キモ茲ニ記載セズ対米決意ハ前途遼遠ナルヲ思ハシムルモノアリ二、今日ノ御前会議ハ特ニ「決ツタ」ト云フ感ジ湧キ来ラズ如何ナル意カ？」^{二六}と記され

ている。

『杉山メモ』（「上奏時御下問奉答綴」）では当該箇所を数多の「秘史」の一つとして扱ったのか敢えて掲載しなかった。しかし、当該箇所は、対米開戦を決定した帷幄上奏の最も重要な部分であり、九月六日の御前会議席上における天皇の発言は、誰しも疑われない通説になっている。

「上奏時御下問奉答綴」が記された昭和一六年当時の班長は有末次（在任期間は昭和一五年一〇月一〇日〜昭和一七年一月二一日）、班員は種村佐孝、武田功（兼務）、原四郎、そして秩父宮（昭和一三年一月〜昭和一六年三月）であった。種村は有末の前任の班長であり、班員に格下げとなった異例の人事であった。元班長や兼務の者、秩父宮が書記の実務を行う事は考えられないので、実際に記録を行った人物は原四郎であろう。原四郎は瀬島隆三と陸士四十四期の同期であり、瀬島も第二〇班における原四郎の活動について戦後一文を書いた^{二七}。

「上奏時御下問奉答綴」は以下の三つの部分から構成されている。

第一に、上奏時において原四郎が忠実にペン書きで記録

した部分である。各日がペン書きであり同一人物の筆になるが、毎日の筆跡は原四郎の筆跡ではあるが、日ごとにはらつきがあり、この部分は後日清書したものではない。「機密戦争日誌」における原四郎の筆跡のように連続して清書されたものとは考えにくい。従って最も記録性が確かな箇所である。(資料三)

第二に、昭和一六年一月二九日(末尾注)に書かれたとされる、筆書きの部分である。この部分はペン書きをした原四郎の上司である有末次が、杉山総長の記憶に沿って口述筆記したとされる部分である。有末次大佐とは参謀本部第二〇班班長有末次である。

第三に、一月二日以降の上奏時のメモを、後日活字印刷された箇所である。(資料四「上奏時御下問奉答綴」の活字印字の部分)印刷された箇所において、海軍作戦日を八日とした活字が消され、筆書きで八日に修正されている。二か所とも誤って記載したとは考えにくいので、上奏時から一か月以上経過した一二月八日と修正された。日米開戦後に修正された可能性が高い。この部分は第二〇班に所属する下士官のタイピストが、原四郎等のメモにもとづいて

タイプしたものである。彼らタイピストは「御前会議議事録」のタイプも行ったはずである。

2. 「上奏時御下問奉答綴」筆跡の検討

以上の三つの部分の中で、開戦時の経過にとって重要な箇所は、毛筆書きの部分である九月六日の箇所である。

G H Qも追求した、開戦を決定した重要な部分、即ち「帝国国策要領」が御前会議で裁可された時の記録である。しかし、当日の会議の最後に木戸幸一は、天皇が会議の最後に「四方の海」の明治天皇御製を詠じたと言った。ただし、この日の記述に関しては他の箇所と叙述が異なり、メモの書式も違っている。

九月六日御前会議記録の筆書き箇所における他と異質な点は、第一に、上奏者がご下問に対して一言も発しえず、昭和天皇は明治天皇御製の「四方の海」の詩を詠じたという箇所の内容である。「上奏時御下問奉答綴」の他の箇所については、天皇の発言は一行で終わっており、参謀総長、軍令部総長は詳しく説明している。開戦を決定したこの重要な箇所のみにおいて長々と天皇が述べ、かつ「ドウ

カ？」などという恫喝的な表現は他の「上奏時御下問奉答綴」には全くみられない。

第二に、筆書きの箇所とペン書きの箇所では罫紙書式が異なる。筆書きの箇所のみが他の部分とは違い、半分に切った書式の陸軍罫紙に書かれている。

第三に、後日刊行された「杉山メモ」では、東條首相の指示を受けた杉山元參謀総長の口述によって、有末次班長が同日の会議の模様を筆記したと記されている。

「上奏時御下問奉答綴」の筆書き部分は後日挿入されたことが濃厚である。特に後日極東裁判でも問題となった九月六日の御前会議の資料は、廃棄された正本が別にあり、有末が書いた副本と後日差し替えられた可能性が高い。東條内閣が成立したのは昭和一六年一〇月一八日であり、この時期以後、翌年一月一九日有末次が転任するまでの間に、九月六日の御前会議の模様を含めて筆書きの部分が有末によって一気に記されたものであろう。

「上奏時御下問奉答綴」のペン書き部分は參謀本部員（原四郎）が書いたと見られる同じ筆跡であるが、ペン書きの箇所は日によって筆跡が異なっている。同一人が書き

た筆跡であるが、日毎に多少異なる筆跡であり、ペン書きの部分は本物の記録文書である事に間違いはない。

「上奏時御下問奉答綴」の大部分を占めるペン書きの部分における天皇の御下問時における発言は、鋭い質問ばかりであった。例えば「南部佛印進駐の予算はどのくらいか」という天皇の質問に対して、總理大臣は陸軍大臣と話し合うとしか答えられないお粗末さであった。天皇は毎週財政問題と行政法の講義を受講する事を日課としており、高官からの奏聞も多く、閣僚以上の情報を有していた可能性がある事が「上奏時御下問奉答綴」の応答からも窺える。

資料二に示した有末大佐の署名入り注とは以下の文章である。「本手記ハ十一月二十九日連絡會議ノ終了後東條總理ヨリ杉山総長ニ對シ重臣會議ノ概要トシテ謹推セルトコロヲ杉山総長ヨリ口述セラレ特ニ筆記セラル如ク命セラレシタルモ將來ノ為特機中ノ特機トシテ責ニ任ジ手記ス有末大佐 昭一六、一一、二九^{二六}とある。この部分が杉山総長の口述によって有末大佐が筆記したとされている。しかし、有末班長が加筆した部分は、筆跡、筆圧、濃淡、筆記具の均一性から見て、御下問当日ごとにそれぞれ筆記さ

れたのではなく、ペン書きの部分と異なり、五日分の筆書きの箇所が一気に書かれたものであることは明らかである。従ってこの部分は、原四郎ら参謀本部員が書いたメモが別途あるはずである。昭和一六年九月六日の御前会議の他に、他日挿入されたと考えられる筆書きの部分は七月三日、八月一日、八月六日と、一月二九日の政府大本营連絡会議であった。すべて有末次の筆跡であり、しかも一月二九日の筆跡と他の四日は全く同一である。筆字はたとえ同一人が書いたとしても、違う日時であれば必ず違う部分があるはずである。資料一二の様に筆跡、濃淡、筆圧まで同じであることはまず考えられない。当日のメモとは異なる記録をつくるように、有末次班長が上司(杉山総長・塚田次長)から命じられ、有末が筆書きで作文したものと考えられる。

3. 「上奏時御下問奉答綴」の内容

この時、有末次の上司は参謀総長杉山元、参謀次長塚田攻であった。九月六日の議事録について、木戸幸一、近衛文麿の提案が軍に伝えられ、杉山元、塚田功らが、有末次

に命じて筆記させたものであろう。

有末次の後任の第二〇班班長は甲谷悦雄である。「上奏時御下問奉答綴」末尾(資料六 有末(次) 大佐の署名)には「要許可 禁接見開封 有末大佐 引継ぎ方 接見 再封 甲谷印」とある。有末次班長が同綴を封印した後、後任の甲谷悦雄が再封して印をした証拠であるが、この文書が戦後も残されたには別の可能性も考えられる。見せるために残した可能性である。

昭和天皇の「四方の海」伝説が初めて公になったのは終戦時における東久邇宮稔彦内閣總理大臣の演説であった^{二九}。「上奏時御下問奉答綴」中の有末次が加筆した御前会議の筆書きの箇所は、すべて開戦を左右した大本营政府連絡会議である。有末次は開戦の翌年の昭和一七年一月参謀本部を離れ戦地に出征し、昭和一八年八月戦死する。

有末次班長が残した「上奏時御下問奉答綴」を残したものは有末精三ではないだろうか。天の声である「四方の海」の物語が表に出たのは、有末精三が参謀本部の要職に就いた後、東久邇宮稔彦内閣總理大臣による、昭和二〇年九月五日の衆議院演説が初発であった。有末次の兄、精三

は昭和一七年八月參謀本部第二部長となり、終戦後には實質的に參謀本部の実務トップであった。終戦後には対連合軍陸軍連絡委員長(有末機関長)として終戦処理を行い、開戦経過に関する資料をGHQに提供した。次が作成した極秘資料を精三がGHQに手渡した可能性が高い。いずれにしても有末次が挿入したことになっている。「四方の海伝説」によって、昭和天皇の聖徳伝説は明治天皇に比肩するものであるとして語り継がれ、以後あたかも歴史的事実かのようになった。

有末精三自身は戦後、以下の様に語っている。「未曾有の敗戦、幸か不幸かその渦中におかれ、今日まで生きのびてきたわたしの忘れることのできない数々の思い出、戦後處理の秘話については、後日、稿をあらためて別冊につづりたいと念願し、ここには割愛のやむなきことのご諒解を、お願ひする次第である。」^{三〇}と述べたが「戦後處理の秘話」なるものは語られることがなかった。

昭和十六年九月六日の御前会議での発言について天皇は、自らこのように語ったとは言わず「近衛の手記に書いてある」と『独白録』で述べており、天皇は後日まで「四方の海」

の物語が、表向きには近衛の作文としていた。しかし、昭和十六年九月六日の物語の発案者が、近衛文磨ではなく木戸幸一である事を、聡明な昭和天皇は承知していたはずである。以下は三つの書体ごとに「上奏時御下問奉答綴」の資料とその翻刻である。

「上奏時御下問奉答綴」有末(次)筆記の一部翻刻

九月六日 御前会議席上(帝國國策遂行要領二同記)

筆書き挿入文

原議長ノ質問ニ對シ及川海軍大臣ノ答辯アリ 其後

オ上・私カラ事重大ダカラ両統帥部長ニ質問スル 先刻原

カコンコン述ヘタノニ對シ兩統帥部長ハ一言モ答弁シナ

カッタガドウカ 極メテ重大ナルコトナリシニ統帥部長

ノ意志表示ナカリシハ自分ハ遺憾ニ思フ 私ハ毎日 明治

天皇御製ノ 四方の海皆同胞と思ふ代に などあら波の立

騒ぐらむ ヲ拝調シテ居ル ドウカ

永野・全ク原議長ノ言ツタ趣旨ト同シ考ヘデアリマシテ御

謹拝ノ時ニモ本文ニ二度此旨ヲ言ツテ居リマス 原議長

カワカツタト言ハレマシタノデ改メテ申シ上ケマセンデ

シタ

資料五 有末次よつて加筆がなされた「上奏時御下問奉答綴」の当該箇所

(昭和一六年九月六日「帝国国策遂行要領」が上奏裁可された部分) 以下の資料の出所はいずれも防衛省防衛研究所史料、中央奏上

上奏時
御下問綴
自昭和十六年九月六日
上奏時御下問奉答綴
上長付

九月六日
御前会議席上「帝国国策遂行要領」の
石小謀議長、三野副議長、及川陸軍大臣、
答綴アリ 其後
石上 我々も事重大なる両統帥部長
三野副議長
三刻原カコシ、述ヘシニ對シ、兩統
帥部長ハ一言も答弁ナカッタガドウカ

相方重大ナ下ナリニ統帥部長
ノ意志表示ナカリシ、自、遺憾感
五、日 明派兵士に對シ
四方ノ海皆同胞ニ思ハレ代ニ
不、あな泣ノ五種ハ心
ヲ抑留シテ居ル
ドウカ

資料六 「上奏時御下問奉答綴」にある有末(次)大佐署名入り後記
東京手記ハ十一月二十九日(連日休取)ノ
終ニ後、東京滞留中、杉山總長
ニ對シ、皇位身代、敵兵トシテ、謹礼
セルトコロヲ 杉山總長ヨリ口述セリシ
物、筆記セリ、如ク命、セリタルモ
的不足、爲、事後中、物後トシテ
責任、手記ス 有末(次)ニ九

杉山・永野総長ノ申シマシタノト全至同シテ御座イマス
 此日原議長ノ質問ニ對シテハ 杉山総長カ解答スヘク將
 ニ椅子ヲ立タントセル時ニ 及川大佐カ起立答弁セシヲ
 以テ原議長ハ「及川大佐ノ答弁アリシモ大本營政府ハ懇
 請セラレタル結果故 統帥部モ及川大佐ト同意見ト解シ
 質問打切ル」トテ両総長ノ答解ヲ不要トスル発言ヲナセ
 ルヲ以テ 敢テ発言セサリシ次第ナリシモ直接「遺憾ナ
 リ」トノオ言葉アリシハ恐懼ノ至ナリ 恐察スルニ極力
 外交ニヨリ目的達成ニ努力スヘキ御思召ナルコトハ鮮カ
 ラリ 又統帥部カ何カ戦争ヲ主スルコトヲ考ヘ居ルニア
 ラスヤト 才考ヘカトモ相察セラル、節ナシトセズ
 「上奏時御下問奉答綴」のペン書きの部分はすべて原四
 郎が記している。そのことは、「機密戦争日誌」における
 原四郎署名入り清書原稿（資料二・三）と筆跡が一致する
 ことから確実である。但し、「上奏時御下問奉答綴」のペ
 ン書きの部分は、後日清書された「機密戦争日誌」と異な
 り、筆跡、様式とも整った書式ではなく、走り書きの部分
 がある。その理由は両日誌の書かれた経緯が異なるからで
 ある。「上奏時御下問奉答綴」は上奏時直後に記されたの

に對して、「機密戦争日誌」は戦後清書された。原四郎^三
 は昭和一六年の時期において実務を担っており、ペン書き
 で毎日日誌を書く役割であった。しかし戦後に清書された
 「機密戦争日誌」は旧上下官にかかわらず、交代で筆記者
 を変えていることも、この時期において旧陸軍からの職務
 に変化があつたことを示している。

以下原四郎筆記による「上奏時御下問奉答綴」ペン書き
 の一部を翻刻した。

資料七「上奏時御下問奉答綴」ペン書きの部分（原四郎記）

六月十五日 南方施策促進ニ関スル件
 上奏ノ際ニ於テ御下問並奉答
 面総長及總理拜謁上奏ニ總理代表ニ
 テ奏上ス
 御上 経費ハ何チ支拂ナリ、又幾何カ
 總理 金チ支拂ヒマス、幾何カハ存シマス
 陸軍大臣ト話合ツテ居リマス
 御上 最近ノ交渉ニ於テ佛國側ハ我ニ對
 ニ好意ヲ示セテ居ルト思フカ此ノ條
 ナ事ヲ大ニソツケテドウカ

六月二十五日 南方施策促進ニ関スル件上奏ノ際ニ於ケル御下問並奉答

總理及兩総長拜謁上奏シ總理代表シテ奏上ス

御上・経費ハ何テ支払フカ、又幾何カ

總理・金テ支払ヒマス、幾何カハ存シマセン 陸軍大臣ト

話合ツテ居リマス

御上・最近ノ交渉ニ於テ佛國側ハ我ニ對シ好意ヲ寄セテ居

ルト思フカ此ノ様ナ事ヲオシツケテドウカ

總理・右ニ對シ簡單ニ御説明シ參謀総長更ニ左ノ如ク附

加ス

參謀総長・帝國ノ方針トシテ大東亞共榮圈ハ飽迄建設シナ

ケレバナリマセン 今迄ニ既ニヤラナケレバナラナカッ

タ事テアリマシテ 最近ニ於テ英米蘭支等カ南方ニ於テ

相提携シ日ヲ追ウテ我ヲ圧迫シテ參テ居リマスノテ一日

テモ早クヤル必要ガアリマス 萬已ムヲ得サル場合例ハ

ハ對日全面禁輸或ハ米英カ戰略態勢ヲ強化シテ參リマシ

タル場合之ヲオサヘル為ニ早クヤル必要ガアリマス

御上・佛印ダケテ宜シイカ

參謀総長・泰ニ對シテハ後ニ續イテヤルノガ宜シイト存シ

マス泰ハ馬來ト接續シテ居リマスル關係上大キイノヲ引キオコスカモ知レマセヌカラ先ツ最初ハ佛印ニヤルノガ宜シイト存シマス

御上・獨「ソ」戰ト之トノ關係如何

總理・簡單ニ奏答ス

參謀総長・獨「ソ」開戦ノミナラス 日米國交調整ノ進ミ

方如何ニ拘ラス何レニ致シテモ必要ナル旨奉答ス

御上・軍隊ハドノ位カ

參謀総長・一師団基幹テアリマス

御上・ドノ師団カ

參謀総長・近衛師団です

御上・近衛?

參謀総長・現在広東ニ居リマスル近衛デアリマス 其他軍

直部隊ハ内地カラ持ツテ行キマス

御上・ア、アノ近衛カ(内地ノ近衛師団ト御考ヘニナツタ

モノト拝察ス)

御上・軍隊ヲ如何ニ配置スルカ

參謀総長・軍隊進駐ノ目的ハ航空及海軍基地ヲ造リ且之ヲ

維持スル為ト 泰及佛印ヲシテ日本ニ依存セシムルト共

二南方ト支那ニ威圧ヲ加フルニ在ルノテアリマシテ「サイゴン」附近ヲ中心トシテ配置致シマス

御上・飛行場ハドノ辺カ

参謀総長・大体海岸ノ近クテアリマス

御上・國際信義上下ウカト思フガ マア宜シイ(特ニ語尾

ハ強ク調子ヲ高メラレタリ)

御上・北佛にゴタノ起キタ時ハドウスルカ

参謀総長・海南島附近ニ軍隊カ居リマスノテ之ヲ派遣スレ

ハ直ニ間ニ合フト思ヒマス 北佛ハ現在兵力デ大丈夫デ

ス御心配ハ入りマセン

上奏退出後ニ於ケル参謀総長所感

先般軍令部総長ト共ニ奏上セシ時トハ異ナリ 御上ノ御

機嫌ハ御宜シカリシモノト拝察ス 尤モ御下問ノ数ハ多

カリシガ御知りニナリ度シト思召メサル、コトヲ御下問

ニナリタルニ過ギス

〔午後四時総理、両総長並立で、南方施策推進に関する件

を上奏御裁可となる。一応十二日に決定してから二週間、

外相に散々ごてられたが、遂に円満に決定した。種村日誌〕

以下は「上奏時御下問奉答綴」活字部分の翻刻である。

十一月二日 國策再検討終了後東條總理陸海兩総長列立
上奏ノ際ノ御下問

總理ヨリ十一月一日ノ再検討最終連絡會議ノ細部ニ亘リ

詳細ニ奏上シ且御前會議軍事参事官會議開催ヲ御願ヒ

スルコトヲモ奏上ス 總理ハ涙ヲ流シテ研究ニ時ヲ費シ

統帥部ノ要望スル期日ヲ逸シツツアルヲ遺憾ニ存シア

リ 統帥部トシテハ航空部隊ノ準備ニ関スル命令ヲ御前

資料八「上奏時御下問奉答綴」活字部分(十一月一日)

十二月一日御前會議後兩總長南方ニ對スル任務ニ關
スル命令上奏ノ際ノ御下問

オ 上 此ノ機ニナルコトハバエマテ得ヌコトダ ドウカ陸海軍ハ

ヨク協議シテヤレ

杉 山 誠ニ有難イ御言葉ヲ拜シ感激ニ塔エマセヌ、兩總長ハ幕

僚長トシテ死力ヲ盡シテ將兵ヲ指導シ驅慮ヲ安ンジ奉リ

マス

オ 上 今朝以來米ノ狀況ニ變化ハナイカ

杉 山 本朝上奏致シマシテカラハ米「マリーン」ガ四百名ツツ

會議前ニ發令方要望ノ様テアリ其際ハ御裁可方御聖慮ヲ煩シ度イ旨申上ケ御嘉納アラセラル

オ上・大義名分ヲ如何に考フルヤ

東條・目下研究中テアリマシテ何レ奏上致シマス

オ上・時局收拾ニ「ローマ」法皇ヲ考ヘテ見テハ如何カト

思フ

オ上・海軍ハ鉄一一〇万吨アレハ損害カアツテモヨイ

カ 損害ハドノ位アル見込ミカ

永野・戦艦一、甲巡二、軽巡四、飛行機一八〇〇機位カト

考ヘマス

オ上・陸軍モ相當ニ損害カルト思フガ運送船ノ損害等モ考

ヘテ居ルダロウナ、防空ハヨイカ、朝鮮ノ「ダム」カ崩

レタラドウスルカ

杉山・防空ハ全國的ニヤリマスガ、東京、大阪、北九州ニ

重點ヲオキ其他ハ監視、連絡、燈火管制、地方消防ヲヤ

ル程度デアリマス

(種村日誌にはこの日の記述がない)

十一月三日 作戰計畫上奏ノ節ノ御下問

資料九 「上奏時御下問奉答綴」活字部分^三

(十一月三日、十一月五日の一部)

ス、ヨク外務省ト相談シテ研究致シマス

オ上 海軍ノ日次ヘ何日カ

永野 八日ト予定シテ居リマス

オ上 八日ヘ月曜日ヲハナイカ

永野 体ミノ翌日ノ昼レタ日カ良イト思ヒマス

オ上 他ノ方面モ同シ日カ

杉山 互難カ相當ニハナレテ来ルノゾ同時ニハナリ得ナイト思ヒマス

十一月五日御前會議後作戰計畫上奏時ノ御下問

會議後作戰計畫ノ上奏ニ際シテハヨク和納得セラレタリト舞ス、

直ニ御尤裁ヲ賜リタリ 尙左記御下問アリ

オ上 此際秘密保持ノ點カラ軍司令官以下ヲ何時頃現地ニ向ケ出

發セシムルカ

杉山 總司令官以下ハ七、八、九ノ三日間ノ作戰打合せヲナシ其

後陸下軍ノ同様ノ打合せモアリ又企圖秘匿上カラモ早ク出

動スルノハ適當デナイト思ヒマスノデ此點ハ特ニ注意致シ

オ上 何時迄秘密カ保テルカ

杉山 アレダケノ軍隊デアリマスカラ何トモ申上ケラレマセヌ

永野軍令部総長ト列立、先ツ永野奏上シ杉山総長ハ之ニ次グ

オ上・香港ハ「マレー」作戰ヲ確認シテカラヤルコトハ解ツタ 支那ノ租界ヲドウスルカ

杉山・租界接収及交戦繼ノ発動ハ目下研究シテ居リマス

オ上・租界ハ香港ノ後デヤルグラウナ

杉山・サウデ御座イマス、他ノ方面デヤルト「マレー」ノ奇襲ハ駄目ニナリマス

オ上・租界ハ何時頃ヤルカ

杉山・外交トモ關係アリ何レ改メテ申上ケマス、然シ先キニヤルコトハナイ様十分注意致シマス

オ上・オ前ハ「モンズーン」デ上陸カ困難ニナルト言フテ居タガ 十二月ニナツタガ上陸ハ出来ルカ

杉山・段々悪クナリマス 又最近従来申上ケシヨリハ更ニ困難ナルコトモ判明致シマシタガ、未ダ至難ト迄ハユカ

ナイト思ヒマス 日ガ延ビレバ実ハ増スノデ一日デモ早イ方ガヨイウ思ヒマス

オ上・「マレー」ハ天候ノ關係カラハドウカ

杉山・「マレー」ハ機先ヲ制シテ空襲ヤル様ニ考ヘテ居リ

マシタガ氣象上カラハ雨カ三、四日連續降ルノデ奇襲ヲ主ト致シマシタ 比島ハ大丈夫ト思ヒマス

両案ヲ考ヘテ適當ニ律スルコトヲ考ヘテ居リマス

(氣象統計ノ天覽ヲ願ツタ)

オ上・總理ハ航空ノ命令ヲ早く出スコトヲ話シテ居タアレハドウカ

杉山・航空關係ハ大連青島上海等テ出發出来ル様ニシテ待ツテ居リマス 然シ出發日次カ延ビルコトノ不利ニ就テ

ノ對策ハ種々研究ノ結果 大命ヲ御前會議終了後ニ発セラレテモ何トカ間ニ合フ様ニナリマシタ、又其方カ筋ガ

通ツテ居ルト思ヒマス

オ上・筋ノ通ツタ方カヨロシイ

オ上・泰ニ對スル外交交渉ハ大義名分カラ言ハバ早クスルヲ可トシ又軍ノ奇襲カラハ遅イ方ガヨイト思フガドウカネ

杉山・仰ノ通りテアリマス 然シ決意致シマセスト企圖カ暴露シ又現在ハ相當ニ切迫シテ居ルノデ氣ヲツケル必要

ガアリマス、ヨク外務側ト相談シテ研究致シマス

オ上・海軍ノ日次ハ何日カ

永野・八(後日八に修正・筆者) 日ト予定シテ居リマス

オ上・八（後日修正・筆者）日八月曜日テハナイカ

永野・休ミノ翌日ノ疲レタ日カ良イト思ヒマス

オ上・他ノ方面モ同シ日カ

杉山・距離カ相當ニハナレテ来ルノデ同時ニハナリ得ナイ

ト思ヒマス

（軍事参事官會議を開催し陛下が臨席 種村日誌）

十一月五日御前會議後作戦計畫上奏時ノ御下問

會議後作戦計畫上奏ニ際シテハヨク後納得セラレタリト

拝ス、直ニ御允裁ヲ賜リタリ 尚左記御下問アリ

オ上・此際秘密保持ノ點カラ軍司令官以下ヲ何時頃現地ニ

向ケ出発セシムルカ

杉山・總司令以下ハ七、八、九ノ三日間ノ作戦打合せヲナ

シ其後隷下軍ノ同様ノ打合せモアリ又企圖秘匿上カラモ

早ク出発スルノハ適當デナイト思ヒマスノデ此點ハ特ニ

注意致シマスガ期日ハ未タ確定シテ居リマセン

オ上・何時迄秘密カ保テルカ

杉山・アレダケノ軍隊デアリマスカラ何トモ申上ケラレマ

セヌ

オ上・北ヲ騒ガセルナ

杉山・統帥部トシテハ極力防止ノ注意ヲ與ヘテ居リマス

杉山・宜昌カラ兵ヲ退クノハ此際適當デハナイノデ一部ノ

兵力ヲ内地カラ増加シナケレハナラヌカトモ考ヘテ研究

中デ御座イマス

オ上・宜昌カラ退クノハヨイダラウ

杉山・南ヲヤリ之ヲ支那ニ利用出来ルナラ非常ニヨイノデ

アリマスガ、北ニ不安デアル以上ハ出来マセヌ然シ南

ノ結果ヲナルヘク直接支那ニ及ホス様ニシ度ク研究シテ

居リマス

（以下は「種村日誌」御前會議で帝国国策遂行要領を午

前、午後四時間にわたり附議。一、武力発動の時期を

十二月初頭と定め、陸海軍は作戦準備を完整す 一、対

米交渉は別紙甲案、乙案に依り之を行ふ 乙案は対米最

終案乙案 南部仏印撤退する決意を示した 一、独伊との

提携強化を図る 一、武力発動の直前泰との間に軍事的

緊密關係を樹立す 一、対米交渉が十二月一日午前零時

迄に成功せば武力発動を中止す 連絡會議の出席者は内

閣総理大臣、原枢密院議長、陸海軍大臣、外務大臣、大

藏大臣、企画院総裁、軍令部総長、參謀総長、兩次長、
幹事―内閣書記官長、陸海軍軍務局長)

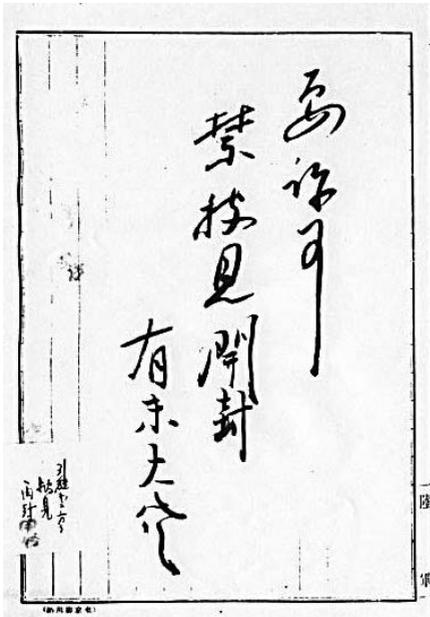
翻刻資料一〇

毛筆 有末大佐筆記（以下半分に切った陸軍野紙に筆記）

參謀本部第二〇班班長有末次 筆記

要許可

資料一〇「上奏時御下問奉答綴」有末（次）大佐による末尾封印



禁接見開封 有末大佐 引継ギ方 接見 再封 甲谷印（甲谷
悦雄―後任の二〇班班長）昭和十七年一月

有末大佐による「上奏時御下問奉答綴」後注

本手記ハ十一月二十九日連絡会議ノ終了後東條總理ヨリ
杉山総長ニ對シ重臣會議ノ概要トシテ謹聽セルトコロヲ杉
山総長ヨリ口述セラレ特ニ筆記セラル如ク命セラレタルモ
將來ノ為特機中ノ特機トシテ責ニ任ジ手記ス 有末大佐
昭和十六、十一、二十九

以下の翻刻は「上奏時御下問奉答綴」附録に添付された、
有末次班長による筆書きの部分であり、大本営政府連絡會
議のメモである。「本会合ノ性質ハ真ニ特例」であつただ
けに「上奏時御下問奉答綴」本文には収録されなかつたと
思われる。

翻刻 有末大佐による「上奏時御下問奉答綴」附録

十一月二十九日 宮中ニ於ケル東條總理ヨリ重臣ニ對

シ對米交渉及國策ニ関スル説明情況

政府側・總理、外務、大藏、海軍大臣、企画院總裁

重臣・若槻、広田、近衛、平沼、岡田、米内、林、阿部、原

一、経過

午前九時三十分～十時四十分 總理謹聴

十時四十分～十一時三十分 外相謹聴

十一時三十分～午後一時 質問

午後一時～二時 御陪食

二時～三時 御学問所ニテ相互ノ所見開陳

三時～四時 質問、所見

二、大体ノ意嚮ハ對米忍ニ而現状維持ヲ主張スルモノ三分ノ二、對米開戦已ムナシトスルモノ三分ノ一ニシテ、全者ハ積極開戦ハ「ドガ貧」ニ陥ルモノニシテ、現状維持ハ「ザリ貧」ナリ、ザリ貧中何トカ策ヲ廻スヲ適當ナリトスル主張ニシテ、御前ニテ所懐ヲ陳述セル時モ廣田、林、阿部以外ハ現状維持ヲ進言シ、現状維持論ニ對シテハ總理ハ各人ニ對シ一々反駁説明シ、オ上モ御納得アリシモノト推察セラル

積極論ハ廣田、林、阿部ニシテ特ニ阿部ハ強硬ニ主張セリ

現状維持論ハ岡田、若槻、最モ強ク特ニ岡田ハ主張セリ

三、本会合ノ性質ハ真ニ特例ニシテ宮中ニ於テ十一月

二十七日連絡會議ニ議決セラレタルモノナリ(附十一月二十六日上奏御下問綴参照)

(三) 大本營「御前會議議事録」^{三四}の検討

1. 昭和一六年九月六日「御前會議議事録」要旨

本節では「帝国国策要領」を決定したとされる昭和十六年九月六日の御前會議記録を検討する。

昭和一六年の七月から一二月にかけて、四回の御前會議が開かれた。御前會議議事録は公式には、東京裁判中は関係者の手で隠され、連合国側の目に触れることはなかったとされている。昭和十六年九月六日御前會議の議事録複写は以下の、資料一、二に示した部分であり、タイピストによって印字されたものである。議事録の原本には有末の印が付されており、參謀本部第二〇班班長、有末次の責任で書かれた議事録である。

昭和一六年(一九四一年)九月六日

第六回御前會議(決定) 国策遂行要領、對米英蘭戰準備を概ね一〇月下旬を目途に完整) 昭和一六年(一九四一年)九月六日(土)一〇…〇〇より一二…〇〇まで、第六

回御前会議が開かれた。

同議事録には当日配布された資料の一部の他に、総理大臣の開会あいさつ、軍令部総長の説明、参謀総長の発言、外務大臣の外交に関する説明、内務大臣による内政、輿論指導に関する説明、統帥部から戦時国力、経済力に関する説明の他、質疑応答資料からなっている。質疑応答資料集は三一項目四九ページにわたる資料であり、すでにその主要部分は「杉山メモ」の資料中に刊行されている。

「御前会議議事録」の冒頭には以下のように議事概要が示されている。

帝国国策遂行要領（陸軍）

「帝国国策遂行要領」ニ関する御前会議

一、期日 昭和十六年九月六日由午前十時至十二時

二、出席者 近衛内閣総理大臣 豊田外務大臣 田辺内務大

臣 小倉大藏大臣 東條陸軍大臣 及川海軍大臣 鈴木企画

院総裁（有末が手書きで加筆挿入・筆者） 杉山参謀総

長 永野軍令部総長 塚田参謀次長 伊藤軍令部次長 原枢

密院議長

富田内閣書記官長 武藤陸軍軍務局長 岡海軍軍務局長

三、午前十時開会約一時間二重リ首相、外相、企画院総裁、陸海軍両総長ノ御説明アリタル後、主トシテ原枢府議長トノ間ニ質疑応答アリテ正午閉会ス

同日の御前会議議事要録筆者作成を以下に示した。

一、内閣総理大臣が口述した。開会挨拶の挨拶をし、外交交渉が一定期間内に功を奏せざるに至りたるときは、「自衛上最後ノ手段ニ訴フコトモ已ムヲ得ナイト存ズル」意見が一致して帝国国策遂行要領を提出した。

二、次いで軍令部総長が報告した。長期作戦に應じる。第一弾作戦の重要性、敵軍要地より資源地を占領する。英国は欧州戦争の継続から極東に派遣する海軍力が不足している。大阪冬の陣を例にして開戦せねば「平和を得て翌年手も足も出ぬような」事になるであろう。

三、参謀総長は軍令部総長の説明に同意した。戦争か、外交交渉かに関して、統帥部は和戦両様の構えであり、速やかに作戦準備を行う。

四、外務大臣は日米了解案交渉の経緯を報告した。（議事録一〇部の内七部が外相の説明資料）

資料二一 御前會議議事録冒頭(昭和十六年九月六日)



「帝國國策進行要領」ニ關スル御前會議
 昭和十六年九月六日 自午前十時至同十二時
 出席者
 近衛内閣總理大臣
 廣田外務大臣
 岡田陸軍大臣
 小倉海軍大臣
 東條陸軍大臣
 木下海軍大臣
 山本海軍大臣
 永田軍令部部長
 坂垣參謀長
 伊藤軍令部部長
 原廣衛陸軍部長
 富田内閣書記官長
 武部陸軍軍務局長
 岡田軍軍務局長
 及午前十時開會の一時間ニ亙リ首相、外相、金澤院總長、陸海兩總長ノ御説明アリタル後、迄トシテ原廣衛所屬員ノ間ニ質疑應答アリテ正午閉會ス

及午前十時開會の一時間ニ亙リ首相、外相、金澤院總長、陸海兩總長ノ御説明アリタル後、迄トシテ原廣衛所屬員ノ間ニ質疑應答アリテ正午閉會ス
 又外相説明要旨
 外相ハ先ツ御前會議時代ヨリ今日ニ至ル迄工作ノ經過ヲ述ヘ、次テ「國策進行要領」別紙ノ「外交」ニ依リ貫徹スヘキ帝國ノ對英米

日本書局發行

國家機密

帝國國策進行要領



帝國ハ現下ノ急迫セル情勢時ニ米、英、蘭等各國ノ執レル對日攻勢、
 「ソ」聯ノ情勢及帝國國力ノ彈劾性等ニ鑑ミ「情勢」ノ推移ニ伴フ帝國
 國策要綱」中南方ニ對スル施策ヲ左記ニ據リ遂行ス
 「帝國ハ自存自衛ヲ全ウスル爲メ對米、(英、蘭) 戰爭ヲ辭セザル決意
 ノ下ニ對シテ、自存自衛ノ戰爭準備ヲ完整ス
 二帝國ハ右ニ並行シテ米、英ニ對シテ外交ノ手段ヲ盡シテ帝國ノ要求買
 撤ニ努ム
 對米(英) 交渉ニ於テ帝國ノ達成スベキ最少限度ノ要求事項並ニ之

國家機密

帝國國策進行要領ニ關スル御前會議ニ於ケル

質疑應答要領

昭和十六年九月六日

五、内務大臣の報告では、日米交渉に関する国民の動向並びに治安上の措置について報告した。

六、統帥部が、日本の戦時における国力と経済力の推計に關する報告を行った。

「第六回御前会議決定・帝国国策遂行要領、対米英蘭戦準備を概ね一〇月下旬を目途に完整」なる文章で締めくくられた。

以上が議事要録であるが、同議事録末尾に、「陛下ヨリ御言葉アリ（御下問綴ニ譲ル）」とある。

この議事録は、第二〇班タイプストの筆記によるものであるが、タイプ印字された議事録が後日ペンと筆で修正を入れてある。筆跡から二〇班班長有末次であったと断定できらる。

議事録に使われた用紙は、日本標準規格B四とあり、近衛手記と同じ規格の用紙である。昭和十六年九月六日「御前会議記録」には有末の印が附されており、同資料は第二〇班において書かれ、かつ保存されたものである。日本標準規格（JES）の用紙は一九二二年から四一年まで流

通しており、一九三九年から四五五年は臨時日本標準規格となった。戦後一九四九年に至って日本標準規格（JES）は日本工業規格（JIS）となる。議事録や近衛手記が清書された日本標準規格B四用紙は、陸軍參謀本部が使用した臨時日本標準規格である。後述する近衛手記も御前会議と同様に參謀本部の手によって清書されたものであろう。

2. その後の御前会議記録

九月六日の御前会議の後、同年一月五日第七回御前会議・大本営政府連絡会議において、帝国国策遂行要領決定し、「開戦を辞せざる決意のもとに外交交渉する事」が決められ、第八回は同年二月一日、対米英蘭開戦が決定されたとされてきた。極東軍事裁判の判事に対して一月五日の御前会議について誰も一樣に口を閉ざして話さなかった、と言われてきた^{三五}。ところが、実際は九月六日から一二月一日までの間に少なくとも二六回の大本営政府連絡会議が開かれている。極東軍事裁判の記録にはその間の会議に関する取り調べは特段なされなかったが、開戦に向けた極めて戦略的な会議であった。參謀本部の資料によると、

九月六日以降、大本営政府連絡会議が開かれた日は、九月一日、九月二三日、九月一八日、九月二〇日、九月二五日^{三六}、一〇月二日、一〇月四日、一〇月九日、一〇月二三日、一〇月二四日、一〇月二五日、一〇月二七日、一〇月二八日、一〇月二九日、一〇月三〇日、十一月一日、十一月二日、十一月五日、十一月二日、十一月三日、十一月五日、十一月二〇日、十一月二二日、十一月二六日、十一月二七日、十一月二九日である。各連絡会議において戦争準備と、建前としての外交交渉報告がなされた。連絡会議は開催されるまでの準備によって大要が決定された。開戦準備を練り上げた者は、奏任官から構成される統帥部事務局であった。有末次、石井秋穂ら大本営事務局方による会議は数十回を数え、石井の「省部衝突の連続」という述懐は誇張ではなかった。

週れば大本営政府連絡会議は、昭和一二年に設置され、日米開戦までの四年間で計七四回開催されている。そのうち実に三分の一が昭和一六年九月以降の二ヶ月半に開催されたことになる。

九月六日以降における政府大本営連絡会議のすべてに天

皇が出席したという記録はないが、十一月四日軍事参議院、十一月五日御前会議、十一月五日御前兵棋作戦、十二月一日御前会議における開戦決定には出席している。九月六日御前会議における帝国国策遂行要領の決定が最も重要な意味を持った事は間違いない。

参謀本部第二〇班の記録によると、昭和一六年一〇月三〇日の政府大本営連絡会議は、東條内閣成立によって、表向きは九月六日の御前会議決定を再検討するために開かれた御前会議であった。資料一二は一〇月二三日から三〇日にかけて開催された政府大本営連絡会議議事録表紙である。表書きには「東條内閣組閣に当り九月六日ノ御前會議決定ヲ白紙ニ返シテ再研究スルコト、ナシ、七日間二亘リ真剣ニ検討論議シタル成果ハ本書ナリ」^{三七}という、七日間の検討を行った旨、有末次によって記されている。有末次筆記による「九月六日御前會議決定を白紙に返して再研究」とは対米英作戦の具体化であり、決して外交主導の道を再検討する事ではなかった。

南方作戦の戦略、戦術の検討に関する稟議書は以下の諸氏の印と花押が附され、青字で修正された。

上奏関係綴其一

自昭和十六年十月至十二月 大本營

総長杉山[㊦] 次長塚田[㊦] 部長 課長服部[㊦] (花押)

南方作戦全般ニ関スル件

上奏案 青字修正案

資料一二 大本營政府連絡會議事録(昭和一六年一〇月二三日)

大臣



九月六日御前會議決定

「帝國國策遂行要領」ノ具體的研究

東條内閣組織あり九月六日
御前會議決走う白紙ニ返レテ再
研究スルコト、ナレ、セリ間ニ更リ其
検討締議シテ成果ハ本書ナリ

自昭和十六年十月二十三日
至同年同月三十日
連絡會議決定

資料一二「九月六日御前會議決定『帝國國策遂行要領』ノ具體的研究」の中に開戦を見据えた御前兵棋作戦実施図が含まれる。

昭和一六年一月一日午後一時より三時間にわたって御前兵棋作戦が実施されたことが議事録に記されている。

実施された場所は宮中大本營兵棋室であった。御前兵棋室

施要項には「大元帥陛下ニ対シ奉リ近ク

発動ヲ予定セラルル作戦計画ヲ大本營陸

海軍合同シテ御説明」とある。

一月五日の御前會議については後日、

外交交渉の経緯が外務省から報告され、

表向きは同日の御前會議は日米交渉が議

論された事になっているが^{三八}、中心事

項は作戦準備であった。この日の兵棋作

戦は南方作戦と、それに関連した太平洋

図が天皇の前に示され、六名の将官が兵

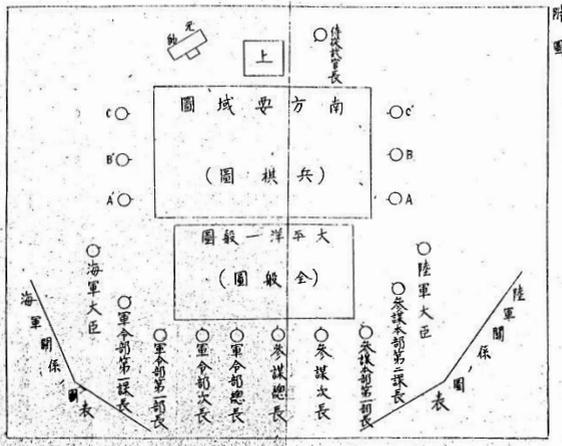
棋作戦の駒を動かして説明した。天皇の

左後方には侍従武官長、右後方には元帥

が着席した。兵棋図の左側には陸軍參謀

総長、次長、部長、課長、陸軍大臣の順に、右側には軍令部総長、次長、部長、課長、海軍大臣の順に着席した。
 開戦を見据えた御前兵棋作戦が実施された十一月八日も御前会議と言ふべきである。以下は同日に行われた兵棋作

資料一三 開戦を見据えた御前兵棋作戦実施図(昭和十六年一月)



軍機密 30部内第19號

昭和十六年十一月

要返却

御前兵棋實施要領

大本營陸軍部
大本營海軍部

戦に関する第二〇班記録である。^{三九}
 一六年一月八日
 軍令部総長 參謀本部長
 兵棋ニ依ル作戦計画御説明ニ関スル件 侍從武官長宛

御前兵將棋実施要領

「謹ミテ海軍作戦計画ノ大要ニ付奏上致シマス第一段作戦ニ於ケル陸軍ト協同シテ行フ南方要域ノ攻略作戦 参謀総長開戦十数日前内地ヲ進發致シマシテ布哇北方ヨリ近接シ、日出一、二時間前『オアフ』島ノ北方約二一〇哩附近ニテ全搭載機約四〇〇機ヲ發進セシメ碇泊中ノ航空母艦、戦艦並ニ所在航空機ヲ目標トシテ奇襲攻撃ヲ加フル計画デ御座イマス：米国海軍ハ現在艦艇ノ約四割ヲ大西洋ニ配置シテオリマシテ、日米開戦ノ場合ニモ独逸海軍ニ対スル防御ノ為若干ノ兵力ヲ發ス必要ガ御座イマスノデ決戦場ニ於ル彼我ノ兵力比ハ更ニ有利トナルモノト判断セラレマス：露国トノ間ニ開戦トナリマシタ場合ニハ主トシテ第五艦隊及内戦部隊ヲ以チマシテ先ズ守勢ヲ執リ専ラ本邦沿海ノ海上交通線ノ保護並ニ要地ノ防空ニ努メマス」^{四〇}。

(四) 『木戸幸一日記』の検討

1. 東京裁判提出証拠としての『木戸幸一日記』

木戸幸一は一九四〇年から一九四五年に内大臣を務めた。憲法制定以降設置された内大臣の権限は時代とともに変容

する。一九四〇年一月に元老西園寺が死去したあと、木戸は天皇の側近ナンバーワンの存在となった。十数名から構成された内大臣府の役割は明治以来変化してきた。本来の内大臣の職務は天皇の補佐役であるが、木戸幸一の役割は、歴代の内大臣の中でも最も重要な役割を果たしたと言われており、首相指名さえも行った。内大臣は天皇に拝謁し、重要な政務への進言を行った。統帥事項さえも、天皇から求められて意見を述べた。内大臣は御前会議の構成メンバーではないが、侍従武官長、侍従長とともに、常に天皇の側近くにいる存在であり、御前会議での天皇の発言や振る舞いを進言する立場である。東京裁判では、本稿で示す自らの日記（『木戸幸一日記』^四）を証拠として提示した。本稿で問題とする同日記の箇所は、昭和十六年九月六日の日記であり、原本を資料一四に示した。以下は同日の日記を翻刻したものである。すでに知られている箇所であるが、傍線後段部分の意味について、従来、疑念を抱くものはいなかった。

「昭和十六年九月六日（土）晴 午前九時半出勤 九時四十分ヨリ九時五十五分迄御召ニヨリ拝謁ス本日ノ御前

会議ニテ御質問相成度思召ニテ種々御下問アリタルヲ以テ余トシテハ御疑問ノ重要ナル点ハ原首相ニ於テ質問スベキ筈ナレバ陛下トシテハ最後ニ今回ノ決定ハ国運ヲ賭シテノ戦争トモナルベキ重大ナル決定ナレハ統帥部ニ於テモ外交工作ノ成功ヲ齎スベク全幅ノ協力ヲナスベシトノ意味ノ御警告ヲ御遊コトガ最モ可然カト奉答ス

十時 橋本警保局長来訪治安状況ヲ聴ク

侍従職ニ於テ東宮御教育ニ関スル會議アリ出席ス

十二時四十分 武官長ト御前會議ニツイテ懇談ス

一時十分ヨリ一時三十分迄拜謁 御前會議ノ模様ニツキ御

話アリ 原議長ノ外交工作ヲ主トスルノ趣旨ナリヤ云々ノ

質問ニ対シ 海軍大臣ヨリ答弁シ 統帥部ハ発言セザリシニ

対シ 最後ニ御発言アリ 明治天皇ノ御製『四方ノ海』ノ御

歌ヲ御引用ニ相成リ外交工作ニ全幅ノ協力ヲナスベキ旨仰

セラレタル旨奉ル」

以上が昭和十六年九月六日の日記の全文である。翻刻と原文を照合しても誤りはない。また前後の筆跡や続き具合と照合しても、後日書かれたものではなく、当日書かれたものである。

2. 『木戸幸一日記』(昭和一六年九月六日付)の解釈

本稿で問題とすることは二つある。第一に、「原議長ノ外交工作ヲ主トスルノ趣旨ナリヤ云々ノ質問ニ対シ海軍大臣ヨリ答弁シ 統帥部ハ発言セザリシ」は後述する田中新一參謀本部第一部長の御前會議メモとは異なっている。

第二に、しばしば引用されてきた以下の天皇による発言の真偽である。「統帥部ハ発言セザリシニ対シ 最後ニ御発言アリ 明治天皇ノ御製『四方ノ海』ノ御歌ヲ御引用ニ相成リ外交工作ニ全幅ノ協力ヲナスベキ旨仰セラレタル旨奉ル」

本節で問題とすることはこの天皇の発言である。この筋書きは軍人が作文したことは考えにくく、木戸の発案である事は間違いない。

『木戸日記』の昭和十六年九月六日付末尾の語「奉ル」について、『木戸日記』を引用した者が、原典や復刻版には記載がない「奉^マ」「旨奉^マル」と解釈してきた。そして以下の様な木戸の供述や近衛文麿の手記、「上奏時御下問奉答綴」を典拠にして、御前會議における天皇の発言を、

当日の会議の模様を述べたものと解釈してきた。しかし、「奉ル」「旨奉ル」が誤字だとすれば、「承」と理解するの
 が一般的な解釈であろう。しかし、この重大な御前会議に
 おける天皇の発言を内大臣が単に「承ル」事は考えにくい。
 内大臣、特に木戸幸一はあくまで天皇に奉る立場である。

『木戸日記』にも天皇に奉じた、進言するとした文章が
 多い。同日記において、内大臣が天皇のご意見をお聞きし
 た場合は、「御承ル」と書いており、「承ル」だけの文字は
 ない。

木戸幸一のこの日の行動を日記から再現して整理しよう。

木戸は御召により御前会議前の午前九時四〇分から午前
 九時五五分まで天皇に拝謁した。午前一〇時からの御前会
 議での天皇の発言について、「統帥部でも外交工作に全幅
 の協力をすべしとの意味の御警告をされることが最も可
 然」と奉答した。従って、御前会議の前には、木戸は明
 治天皇御製の件は奉じなかつた事が日記からも、後述する
 東京裁判の供述からも明らかである。

その後の木戸幸一は、御前会議中の午前一〇時から警保
 局長から治安状況を聞き、その後侍従職会議に出席してお

り、午前中で終了した御前会議の内容を知らなかつた。木
 戸が御前会議後に会議の模様を知つたのは、御前会議に出
 席していた侍従武官長と懇談した一二時四〇分が最初で
 あつた。侍従武官長との懇談によつて御前会議の内容を聞
 いた木戸は、午後一時一〇分から一時三〇分迄拝謁して、
 御前会議における天皇の役割をどのようにすべきかを天皇
 と話したはずである。その時木戸は、すでに閉会した御前
 会議における天皇の言動について、日記の様な筋書きにさ
 れてはと天皇に奉じたのである。

日記によると、木戸は「原議長ノ外交工作ヲ主トスルノ
 趣旨ナリヤ云々ノ質問ニ対シ、海軍大臣ヨリ答弁シ、統帥部
 ハ発言セザリシニ対シ、最後ニ御発言アリ、明治天皇ノ御
 製『四方ノ海』ノ御歌ヲ御引用ニ相成リ外交工作ニ全幅ノ
 協力ヲナスベキ旨仰セラレタル旨」ということにしようと、
 時間軸を遡つて天皇に奉じた（進言した）のである。以上
 がこの日の木戸日記の正当な解釈である。木戸は御前会議
 席上における天皇の行動、発言をも助言する立場にあつた
 人物であり、爾後において天皇から報告を聞くだけの立場
 ではなかつた。

木戸幸一がこのように奉じた理由は、この日の御前会議において、天皇が開戦の決定を進んで裁可したことになってしまふ事を憂慮したからであった。天皇が最後に天の声を発することによって、万一、近い将来において戦争責任を問われた場合、開戦の全責任が直接「国体」に及ぶことが回避できると咄嗟に考えたからであった。一二時四〇分以降、侍従武官長と内大臣との懇談でこの筋書きはつくられただけである。

『昭和天皇独白録』では「御前会議前に近衛が五日の晩は一晩考へたらしく翌朝会議の前、木戸の処にやつて来て、私に平和で事を進める様論して貰ひ度い」と天皇が述べたとされている。たしかに、「木戸日記」でも九月六日の御前会議の前に木戸は天皇に拝謁したと記されているが、近衛と天皇が会った記録はなく、近衛が「四方の海」の御製の件を天皇に奉じた事は考えられない。「四方の海」の件を天皇に提案したのは木戸幸一であり、その時期は『木戸幸一日記』にあるように御前会議の前ではなく後であった。『独白録』において天皇は「四方の海」御製の件は、近衛がそのように言っているとだけしか語らなかつたが、近衛

はこの一件について、戦後広報役を演じただけであつた。九月六日の御前会議のシナリオの記録は、当日に書かれたと思われるものは『木戸日記』のみであり、同日の記録が記された『近衛文磨手記』、「上奏時御下問奉答綴」やその他将官の記録も爾後の記録や伝聞にすぎない。

3. 東京裁判被告尋問と『木戸幸一日記』

東京裁判において木戸幸一への第二回以降の取り調べを担当した人物は、米国連邦検察局法務官ヘンリー・R・サケットであつた。取調官は木戸幸一から日記の提供を受けたが、『木戸日記』に関連する取り調べは一九四一年一月一七日までの記述に関する質問で終わっている。

東京裁判一九四六年三月八日の調査において、昭和一六年九月六日の御前会議について、木戸幸一は、サケット捜査官と次のような応答を行った。

木戸は午前一〇時から単独で天皇に拝謁した。その時木戸は「この決定は国運を戦争に賭けることになるやも知れず重大な決定であるから、統帥部は外交工作の成功をもたすべく全力をつくすべし」^{四二}と奉じた。『日記』の記

述通りに答えた。次に、サケット捜査官は外交工作の期限
に関して質問した。以下はその調書記録である。

木戸「陛下は非常に危険であると言つて居られました」

捜査官「その後その朝一〇時から御前会議が開かれました。

天皇はその御前会議でこの期限について何か言いました
か」

木戸「陛下が何かおっしゃったかどうか知りません」

と回答するしかなかった。木戸は御前会議に出席していな
い。しかし木戸は次のように答えている。

木戸「外交工作に最重点を置くかどうかと原が質問したと
き、海相は答弁しましたが統帥部は答えなかつたので、

陛下は統帥部を叱責なさつて、明治天皇の御歌を引用な
さいました。また外交交渉に全幅の努力をするようにと
強調なさいました。」

捜査官「私の理解では、一時ごろ休憩中（午前中に会議は
終わつていた・筆者）にあなたが天皇に会つたとき、天

皇は、原が対米交渉を継続するつもりがあるかどうかと
質問したときに両総長が答えなかつたことに遺憾を表明

しました。そのとおりですね。」

資料一四 「木戸幸一日記」(昭和一六年九月三日〜七日)

<p>九月三日(水)</p> <p>午前十一時五分より十二時五分迄持論 午後二時東田男来前御前</p>	<p>九月四日(木)</p> <p>午前十一時豊島閣三来ルル永又五時(一) 午後三時(一) 午後四時(一) 午後五時(一)</p>	<p>九月五日(金)</p> <p>午前十一時(一) 午後三時(一) 午後四時(一) 午後五時(一)</p>	<p>九月五日(金)</p> <p>午前十一時(一) 午後三時(一) 午後四時(一) 午後五時(一)</p>
---	---	--	--

木戸「はい」

捜査官「天皇はその質問に答えなかったことに對する警告として彼らにどんなことを言いどう命じましたか。」

木戸「天皇は統帥部が黙っていたことをお叱りになり、彼らの態度はけしからぬと仰せられました。」

以上は、ヘンリー・R・サケット捜査官による尋問の中心部分である。その質疑で非常におかしい点は、木戸は御前会議に出席しておらず、質疑において簡単な質問に対しても「陛下が何かおっしゃったかどうか知りません」と検事に回答したにも拘わらず、「四方の海」の発言だけは、出席してメモを取ったものでなければ答えられない様な事を木戸は供述している事である。

さらに奇妙な事は、御前会議が一二時に終わったにも拘わらず、「午後一時ごろ」御前会議が中断した際に「四方の海」の話をついで天皇から木戸が聞いたと検事が理解していた事である。ヘンリー・R・サケットは実際は一二時に終わった御前会議の終了時刻を把握していないにも拘わらず、木戸が天皇に奉じた事(提案した物語)だけを、「承った」としてこの証言を受け入れた。

御前会議における天の声は、東京裁判が作り上げた物語であったと言わざるを得ない。

我々はその他の高官による同日の御前会議記録を検討しよう。

(五)「近衛文麿手記」の検討

近衛文麿は昭和一六年七月第三次近衛内閣を組織した。九月六日の御前会議において、「帝國国策遂行要領」を決定した時の総理大臣である。近衛文麿には一九四五年(昭和二〇年)二月六日に、GHQから逮捕命令が伝えられ、A級戦犯として極東国際軍事裁判で裁かれることが最終的に決定された。巢鴨拘留所に出頭を命じられた最終期限日の一九四五年(昭和二〇年)二月一六日未明に、荻外荘で青酸カリを服毒して近衛は自殺した。

昭和十六年九月六日の物語について天皇は「近衛の手記に書いてある」^{四四}と『独白録』で述べており、天皇は後日まで「四方の海」の物語が、近衛らの作文だと考えていたと思われる。「然し近衛も、五日の晩は一晩考へたらしく翌朝会議の前、木戸の処にやつて来て、私に平和で事を

進める様論して貰ひ度いとこの事であつた。それで私は豫め明治天皇の四方の海の御製を懐中にして、会議に臨み、席上之を読んだ、之も近衛の手記に詳しく出て居る。^{四五}天皇が言う近衛の手記とは『近衛文麿公手記 最後の御前会議』^{四六}、『近衛文麿公手記 失われた政治』^{四七}であろう。ただし、両手記の元になつた草稿日記は、次節に示した、防衛相防衛研究所に残された「近衛文麿手記」^{四八}である。

「近衛文麿手記」は二つの部分が合冊されている。大部分は近衛自身が書いた以下の様な日誌メモである。昭和十六年九月六日、七日には以下の様な自筆メモが記されている。

九月六日土曜

前九、〇七宮中

后〇、〇九 発御

東條陸長 后六、三〇 某方面 田中幹一（宮司々宮、）

后一〇、一八 帰御

九月七日 日曜 前一一、〇六 箱根へ行宿

以上のメモには、日本標準規格B四（十四行罫）と書かれた罫紙が使われている。いずれの日も時間、宮中などの

場所、面会者しか記入していない。同メモには、近衛は御前会議前の午前九時七分に宮中に行き、一二時九分に宮中を後にしたとされているが、御前会議の前に拝謁したとは書いていない。

以上に示した近衛日誌のメモ（昭和一六年四月八日から一〇月一六日以外）は明らかに近衛自身の日記帳に書かれた日誌である事に間違いはない。

しかし、それ以外の「近衛文麿手記」なるもの（資料一五）は後日出版された手記（『近衛文麿公手記 最後の御前会議』、『近衛文麿公手記 失われた政治』）を執筆するための下書きとして口述筆記させたものであり、手記の当日書かれた手記ではない。

資料一五に示した「近衛文麿手記」はB四版原稿用紙稿用紙に書かれており、用紙の書式も異なるが、一日の分量もはるかに長文の手記であり、筆跡から判断しても本人が書いたものではない。先に示した日誌メモとは全く異なる異質な文章である。罫紙に書かれた日誌メモとは異なり、原稿用紙に書かれた手記は、非常に詳細に書かれ、縮小されて「近衛文麿手記」として合冊されている。

「近衛文麿手記」昭和十六年九月六日付には以下のよう
に記されている。「昭和十六年九月六日 午前一〇時御前会
議 原首相、本案ヲ見ルニ外交ヨリ戦争ニ重点ヲ置カル、
感アリトテ、政府統帥部ノ趣旨ヲ質ス、政府ヲ代表シテ海
相答ヘ統帥部ヨリハ答弁ナシ 陛下突如此時御発言、統帥
部ノ答弁ナキヲ遺憾トセラレ、明治天皇御製ヲ御朗読平和
愛好ノ大御心ヲ仰セラル 満座肅然暫クハ一言ヲ発スルモ
ノナシ、身座テ永野総長御答メヲ恐懼シ、外交ヲ主トスル
趣旨ヲ陳述シ未曾有ノ緊張裡ニ散会ス」^{四九}

以上は本人の筆ではなく、戦後近衛が秘書に口述筆記さ
せた日誌であり、縦書き野線が入った、日本標準規格用紙
で書かれている。いずれも防衛省戦史資料室の近衛史料五
分冊の四、五巻に収められている。

「近衛文麿公手記」の当該部分（昭和一六年四月八日か
ら一〇月一六日）は原稿用紙下段に、コクヨ 一七五 十行
廿字詰とある。JIS規格は昭和二四（一九四九）年に
制定されたものであり、それ以前はJESであった。当該
メモが清書された用紙は日本標準規格（JES・一九二一
―四一）用紙ではなく、臨時日本標準規格（臨JES・

一九三九―四五）の用紙である。B 四原稿用紙に記され
たものをA 四版の日記に縮小して合冊されている。

以上に示した「近衛文麿手記」に収められた原稿用紙
の部分は、「近衛文麿公手記」として戦後出版するに際し
て口述筆記されたものであろう。どのような経緯によつ
て「近衛文麿手記」の他の日誌メモと結合されたかは不明
であるが、陸軍参謀本部は臨時日本標準規格の用紙を使用
しており、参謀本部によつて清書された（捏造された）可
能性が高い。いずれにしても、当該箇所は近衛以外の者が、
後年に清書して日誌メモに挿入したものである。これが従
来、九月六日の御前会議における天皇発言の一次史料とみ
なされ、しばしば引用されてきたが、従来その真偽に疑い
を持たれる事はなかった。開戦前に首相を退任して以降、
近衛文麿は暫く天皇に面会しなかった。昭和二〇年二月
一四日、近衛文麿は三年半ぶりに天皇に拝謁した。これよ
り先、天皇は重臣に以下のように御下問した。「日本が和
を乞えば米国は天皇制廃止を要求してくる「国体」は危な
い和を乞つても「国体」は危ない 戦つていけば萬一の活
路が見いだされるといふがどうか」といふ御下問に対し

長の三職を兼任した時期があった。しかし、戦局が厳しくなった時期以降においては、そのような立場の東條でさえも天皇の下に統帥権を確立できず、自らに戦況の大局が知らされなかったことを戦後になって悔やんだ。

東條英機は極東軍事裁判において、戦争責任を一身に負い、天皇に戦争責任が及ぶことを回避することに努力した。但し、昭和十六年九月六日の御前会議における天皇の発言については、木戸幸一、近衛文麿と違って一言も語っていない。もしこの物語が真実であれば真つ先に東條英機が法廷で語ったであろう。木戸幸一ら文官はすべての戦争責任を統帥部に帰したために、文官が作文した物語を語ることは意に添わなかったはずである。木戸幸一や近衛文麿らの文官は戦争責任を武官にのみ帰する発言を行ったからである。

東條英機は獄中において最も率直に事実を吐露している手記がある。遺族から寄託された「開戦に関する東條英機大将の獄中手記」^五である。東條英機の手記は、獄中の愛読書であった土井晩翠『晩翠詩抄』岩波文庫中に書き込まれている。獄中手記の一部は佐藤早苗『東條英機 封印さ

れた真実』（講談社）に所収されているが、同書には、本稿で引用した九月六日日御前会議手記は未収録である。

以下は九月六日日御前会議と、その後の首相就任経過を回顧した箇所を翻刻した。

「◎第三次近衛内閣総辞職当時ノ実情（当時ノ記憶ヲタヨリトシテ記ス）

（一）昭和十六年九月六日日御前会議ニ於テ決定セラレタル「帝国ノ策遂行要綱」ニ於テハ当仏印進駐テ続ク殊ニ南部仏印ニ兵力ヲ移駐スルニ及ヒ情勢ハ急迫ヲツケ居リシ際ニテ今後ノ国策ヲ進タル必要ニ基キタルモノニシテ其決定ハ和戦両様ノ姿勢ニ於テ今後ノ施策ヲ進ムルコトヲ本旨トスル如ク記憶ス

（二）近衛首相ノ企画セハ日米巨頭会谈モ米側ノ巨否^ゴニ会ヒ果サズ十月十四日五日頃ノ閣議ノ席上ニ於テ豊田外相^五ト陸相^{五三}トノ間ニ意見ノ対立ヲ見タリ而シテ其ノ主要点ハ左記ノ如シト記憶ス

一、陸相ノ所見トシテハ日米交渉今日迄ノ経過ヲ見ルニ帝國ノ讓歩ヲ重ネ其打開ヲ計ラントスル努力モ米側ハ頭初ノ主張ニ固執シテ讓ラズ

二、首相ノ企画スル日米巨頭会谈ニ依ル政治的解決モ米ノ賛同ヲ得ルニ至ラス、加之他面軍事上、経済上ノ圧迫ハ日ヲ追テ其度ヲ増加ス 右ノ如ク日米交渉ノ見込極メテ薄ク他面軍事経済上ノ圧迫ヲ考フルトキ徒ニ時日ヲ過去セハ帝国ハ益々苦境ニ追ヒ込マルルニ過キズ 最早前御前会議ノ決定我カ要求ヲ貫徹シ得ル前途ナキ場合ト認メ対米開戦ヲ顧慮スヘキ時期（御前会議ニ於テハ日米交渉ニ依ル打決ハ十月中旬ヲ目標トセリニ達セリト主張ス、当時陸軍統帥部強硬ニ之ヲ主張シ在リ）

三、之レニ対シ首・外相ハ支那ニ在ル日本軍ノ撤兵力交渉ノ難関ニシテ此点ヲ譲ルニ於テハ交渉妥結余地ナシトセズト主張ス 撤兵問題ハ當時作戰実施中ノ陸軍トシテ頗ル関心ヲ有シ 撤兵ハ其主旨ニ於テ意存ナキモ元來支那事變發生原因ガ支那各地ニ於ケル排日毎日並不法行為ニ因ス故ニ其ノ原因除去ノ保証立タサル限り後ニ事變ヲ再ヒ繰返ス結果トナルト又目的ヲ達セサル 撤兵ハ徒国軍ノ志氣ヲ阻裏シ加之米側主張シスル支那事變ノ原因カ帝国侵略ニ因ルコトヲ是認スル結果トナルヲ恐レ同意セサリキ 当時陸軍統帥部 出先ノ軍ニ於ケル其ノ点上下ヲ拳ケテ強

硬ニシテ保証ナキ撤兵ノ如キハ一顧ヲモ与ヘサル主義ナリキ 斯クテ意見対立ノ結果総辭職トナル 序ニ近衛総理ノ総辭職ノ理由上奏文ニ就テハ余ハ全ク之レニ関知セズ

(三) 昭和一六年十月十八日(?)^{五四} 組閣ノ大命ヲ突然拜ス 当時余ハ全ク予期セサリシ処ニシテ参内ノ御沙汰ヲ拜セル際ハ陸軍主張ノ御下問ナルコト考ヘ其ノ準備書類ニミヲ懷中シ参内セリ

(四) 組閣ニアタリ陛下ヨリ総テヲ白紙ニシテ考ヘ施策ヲ誤ラヌ様スヘキ御詔モアリ余トシテハ陸相ト総理ト國務指導上ノ責任モ相違スルヲ以テ従来ノ軍ノ主張ニ捕ハル、コトナク統帥部ヨリハ再度ニ亘リ交渉打切り開戦決意ノ要求アリシモ外交交渉ニ依ル打開ノ望ミ少シニテモ存スル限り努力ヲ続クヘキナリトシテ之レヲ制セリ 而シテ支那ヨリノ撤兵問題ハ統帥部ノ空氣ヨリ見テ望ミナキヲ以テ情勢悪化ノ重要ナル原因ヲナセル仏印ノ日本軍撤兵問題ヲ以テ交渉打開ノ途ヲ開カントセリ、之レトテモ統帥部ハ相当ノ不滿アリキ

一、十二月二日御前会議ニ於テ対米英会戦決セラ、ヤ開戦手續ヲ如何ニスルヤハ御前会案ヲ連絡會議ニ於テ討議ス

ルニ当リ論議レラレタリ 而シテ作戦ヲ過早ニ暴露セサルコト及国際条約ニ基ク手段ニ就テハ正当ヲスルコトトシ米國務省ニ野村大使ヲシテ手交スルハ一時間廿前トシ文案及内地発信時間等ハ統帥部及外務省ニ於テ責任ヲ以テ其實行ニ当ルコトセリ 從テ国交ノ断絶從テ帝國トシテ自由行動ニ移ル^{ママ}トハ外務大臣ノ責任ニ於テ手落ナク実施セラレタルモノト今日ニ於テモ考ヘ居レリ 勿論之レニ欠陥アリトセハ総理大臣トシテ当然其責ニ任スル^{ママ}リ論ナシ 最后国交断絶ノ案ハ当時外務大臣其責任ニ於テナサレシ閣議ニ報告ナシ

二 戦宣ノ大詔ハ其第一項ニ見ル如ク主トシテ帝國々民ニ対スル宣示ニシテ開戦成ル可ク速カニ其手続ヲ踏ムノ着意ノ下ニ九日午前之レヲ枢密院ノ御諮問ノ手続ヲトレリ 国内問題ナル以上之レヲ事前ニ手続スルコトハ作戦漏洩ノ恐れアルコトヲ素シ趣ケタリ 要スルニ宣戦ノ大詔ノ取扱ヲ真珠湾攻撃ヲ秘匿ノ手段トシテ取扱フ如キ意志ハ毫モナカリキ 此ノ点永野元帥ハ戦宣布告カ真珠湾攻撃開始前午前二時前ニ行ハル、モノト了解セリトノ事アルモ之レ大ナル誤解ニシテ政府トシテ知ラサハ処午前三時

トスレハ日曜日夜夜枢密院ニ御諮詢トナルコトニシテ日本ノ慣例ヨリモ政府トシテ斯如キ諒解ヲ与フルコトナシ 同元帥ハ恐ラク最後通牒ト混同シアルニアラサヤ元帥ノ斯ノ如キ真実ニ相違シ然モ国家意志トシテ故意ニ宣戦布告ヲ遅ラセタル如キ印象ヲ世界ニ与フル如キ言動ハ甚タ迷惑ナリ^{五五}

2. 「東條英機手記」にみる開戦経過と御前会議の模様

以下は前掲「東條英機手記」の要旨である。

① 九月六日御前会議決定は和戦両様の姿勢とする

② 陸相（東條）と首相、外相の対立は、米側が主張を固執して譲らないので政治的解決は米国賛同を得られな^{五六}い。他方で、軍事上、経済上の圧迫は日を追って増加している。いたずらに日時を経過すると日本はますます苦境に追い込まれる。日米交渉の妥結は中旬を目標とすると主張した。これは自分と陸軍統帥部が強硬にこれを主張した。

③ 陸軍統帥部の出先の軍は強硬であり、保証がない撤兵は全く考慮できない。

④意見対立の結果総辞職となったが近衛内閣総辞職の理由や上奏文には自分は全く関知していない。

⑤昭和一六年一〇月一八日に組閣の天命を突然拝受した。当時の自分は全く予期していなかった。宮中に参内したとき御下問かと思ひ、御下問書類を懐中に入れて参内した。

⑥組閣に際し陛下から総てを白紙にして施策せよとお沙汰があった。自分は陸相から総理への異動によつて国務上の立場が相違したため、軍の主張にとらわれず、外交交渉による打開の望みが少しでもあれば努力を続けるべしとして統帥部を制した。しかし、支那からの撤兵問題は統帥部の空気からみて望みがなく、仏印日本軍撤兵問題によつて交渉打開の途を開こうとした。それも統帥部は相当不満であった。

⑦一二月二日御前会議において対米英開戦を決定した。開戦手続について御前会議連絡会議で論議された。作戦が漏れないこと、国際条約に基づくこととしたが、国交断絶は外務大臣の責任であり、閣議に報告はなかつた。

⑧国家意志として故意に宣戦布告を遅らせたとする永野元帥による証言は甚だ迷惑である。宣戦布告を真珠湾攻撃開始前の午前二時前に行うと了解したことは誤解であり、政府はこれを知らなかつた。午前三時であれば日曜日の深夜に枢密院諮詢となり、慣例からこれを諒解することはない。

以上に引用した「東條英機獄中手記」は、九月六日以降、一二月八日までの開戦経過を獄中で記したものである。突然の首相拝命の経緯、短時間に陸軍大臣から首相に立場が変わり、双方の立場による微妙な変化が機微に亘つて記されている。また、宣戦布告の遅れに関する永野元帥（軍令部総長）との対立が語られている。

以上は、すでに死刑が決定的な時期であつただけに自身の信念を語つたことは間違いない。多少の自己弁護が含まれてはいるが、全文がほぼ事実であろう。

九月六日御前会議における「四方の海」発言が事実であれば、忠臣であり、御前会議の内容を熟知していた東條が非公式なメモにおいて語らなかつたはずはない。前述のよ

うに、「上奏時御下問奉答綴」の筆書き部分は、有末次班長が、「東條首相の指示を受けた」とされる杉山元參謀総長の口述によって、九月六日の御前会議の模様を筆記したと記されているからである。

(七) 「石井秋穂大佐回想録」等の検討

1. 物語を語った「石井秋穂大佐回想録」

石井秋穂は昭和一六年陸軍省軍務局課員となり日米開戦前の政策立案にあたったとされている。石井は同年一〇月、陸軍大佐に昇進したが病気で陸大教官として終戦を迎えた。開戦当時は奏任官であり、開戦の名目や御前会議に至までの原案を親任官に提出する役割を行った。いわば統帥部事務の裏方を務めた。

石井秋穂は、平成八年、九五歳で亡くなるまで長命であっただけに、石井の残した日記や回想録や戦後の発言は「開戦秘史」として流布された。戦後、戦犯に問われず生き残った旧參謀本部員は様々な「秘史」を後世に残してきた。その中には一般兵士の目線の証言録もあるが^{五七}、大半は組織批判と自己弁護に終始している。石井秋穂が開戦

に向かうシナリオの原案作成に如何に深く関与していたかは、昭和十六年に書いた、資料十九「石井秋穂大佐日誌」によって我々は知ることができる。戦後自ら証言した事も興味深いものがあるが、資料一七、一八「石井秋穂大佐回想録」の天皇に関する事は「物語」のみを語った。

石井秋穂は大正一一年陸軍士官学校(三四期)、昭和七年陸軍大学校を卒業した。従つて、大正期、摂政時代の天皇が如何に統帥、政治に関わつたかについて、全く関与する立場にいない端官であつたにも拘わらず、「石井秋穂大佐回想録」では、あたかもすべてを把握しているかの様な回想を戦後に記し、これがあたかも真実かのような世論をつくる事に寄与した。

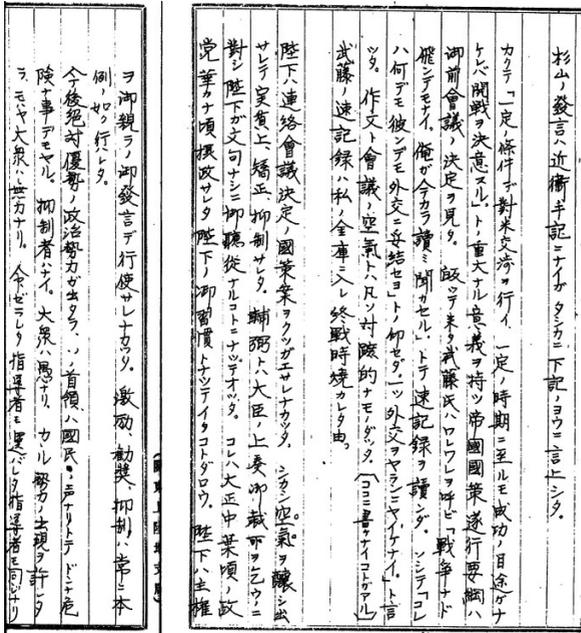
石井秋穂は回想録と題して口述した「石井秋穂大佐回想録」(資料一七・一八)において、昭和十六年九月六日御前会議を物語に脚色した。しかし、以下に引用した石井の言辞「陛下ハ連絡會議決定ノ国策ヲ：空。氣。ヲ醸シ出サレテ實質上、矯正、抑制サレタ」という回想の中にこそ、木戸幸一が作文した、九月六日御前会議の最後の「四方の海況説」をあたかも天皇が発する空。氣。として作文したことを自

ら物語つたものである。

以下は「石井秋穂大佐回想録」の一部翻刻である。

「カクテ『一定ノ條件デ対米交渉ヲ行イ一定ノ時期ニ至ルモ成功ノ目途ガナケレバ開戦ヲ決意スル』トノ帝國国策

資料一七 「石井秋穂大佐回想録」^{五九}



遂行要綱ハ御前會議ノ決定ヲ見タ：陛下ハ連絡會議決定ノ
國策ヲクツガエサレナカッタ、シカシ空氣ヲ醸シ出サレテ
實質上、矯正、抑制サレタ。輔弼トハ大臣上奏御裁可ヲ乞
ウノニ對シ陛下ガ文句ナシニ御聽從ナルコトニナツテオツ
タ。コレハ大正中葉頃ノ政黨華カナ頃撰政サレタ陛下ノ御
習慣トナツテイコトダロウ。陛下ハ主權ヲ御親ヲノ御發
言テ行使サレナカッタ。激勵、勸奨、抑制ハ常ニ本例ノ如
ク行ハレタ」

「八月二日、私ハアメリカガ油ヲ禁輸シタコトヲ確メタ
上、『帝國ハ直チニ開戦ヲ決意シ作戰準備ヲ進ムベシ』ト
イフ一行半許リノ判決文ヲ書イテ局長ヘ持ツテ行ツタ、武
藤ハマアヨソト話シテミロト言ツタ、有末、種村共ニ沈黙、
慎重、トコロガソコハ丁度辻ガヤツテ来タ、彼ハ第二〇班
ヲ焚キツケル為、啓蒙スル為ニヤツテ来タノダ」

2. 「石井秋穂大佐質疑応答綴」と「石井秋穂大佐日誌」

戦後石井は回想録とは別に「石井秋穂大佐質疑応答綴」
なる文書を残している。「九月六日の御前會議が終わつて
から十月初め、すなわち外務省の十月二日附覚書が到着す

服部卓四郎の上司であった田中新一郎長は常に対立したと述べた。「外交を成功させようとする努力と、外交を破壊して戦争に持ち込もうとする努力とが正面から激突していたのが、九月の日本最高指導部の実情」^{六二}であり、自分はその前者に属したと回想した。

資料一九「石井秋穂大佐日誌」は、当日に書かれた日誌であり、ここには資料一七、一八のような脚色はない。同日誌から、石井秋穂こそ、天皇や高官が常に悩んだ、開戦を如何なる名目とするのかについて、海軍と練った陸軍の当事者であった事を明らかにしている。

また、連絡会議の議事、調整にも深く関与していた。以下に御前会議の石井の日誌を示す。

九月六日 御前会議

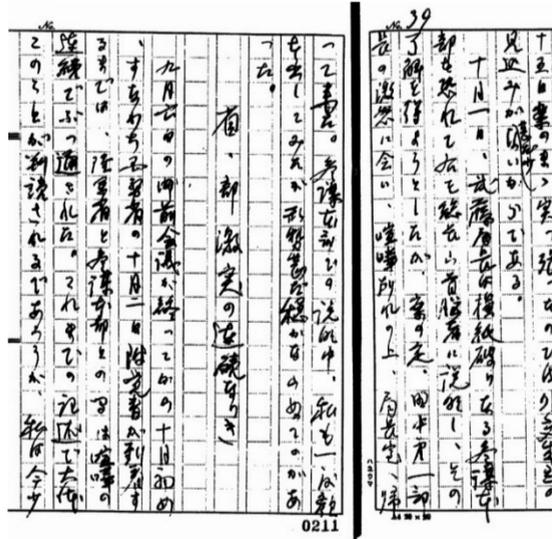
帝国国策遂行要領

「席上外務大臣ハ新条約意味ヲ『将来支那ト締結スル條約』ト説明ス」

(これは小諸にて記入)

実質上の妥協動義^{マツ}ノ空気ナリキ 決定ノ文案トハ全ク異ナル空気ナリ」と述べている。

資料一八 「石井秋穂大佐質疑応答録」 五八



九月八日

Nノ條件ニ付 海将ノ取扱ヒ方ヲ局長ニ具申 海軍トモ協

議ス

十一月十八日(火)

一開戦名目ヲ海軍ト練ル 局長へ呈出^{ママ}
十一月十九日(水)

一開戦名目ヲ藤井ト練タル

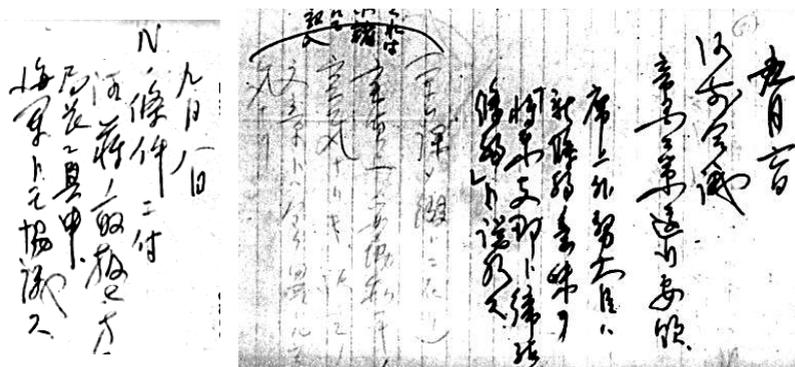
一連絡会議ヲ昼食前後議會ノ中間ニ総理エ仰テ行フ

○右後地処理要領ニ付 東郷外相條約ス

(八) 御前會議議事録としての「田中新一中将業務日誌」
先に示した「帝國国策遂行要領ニ関スル御前會議ニ於ケル質疑応答資料」は三一項目あり、一一項目目が「対南方以外ノ施策トハ何カ」である。御前會議の大半の議事録や手記が消却された中で、昭和十六年九月六日御前會議当日の記録として「田中新一中将業務日誌」^{六三}は貴重な記録である。

田中新一は、陸軍大学校を(三五期)卒業し、昭和一二年軍務局軍事課長、昭和一五年一〇月參謀本部第一部長(第一作戦部長、少将)、昭和一六年一〇月陸軍中将に昇進し、昭和一六年当時は參謀本部中枢の第一作戦部長に在籍した。田中は東條英機らと対立して、參謀本部を辞し、南方軍司令部に転属された。開戦時御前會議に直接関与し、

資料一九 「石井秋穂大佐日誌」^{六三}



かつ法廷に立つて武藤章と対立しただけに、戦後は黙して語らなかつたが、参謀本部在籍時の田中は詳しい日誌を残している。

昭和一六年九月当時、参謀本部第一部長であつた田中新一は、「日誌」において、以下の様な御前会議記録を残している。

米参戦ノ場合ノ解釈

・積極的参戦ノ防止カ防衛自衛

・米参戦ノ場合、三国條約ノ態度

・「米参戦トハ日本参戦」ハ解釈窮屈

・「情勢ノ打開タル場合」詮索云々ノ件ハ三国協議トナリ

アリ

・窮屈ニ解釈スヘキニアラス総テ本文ノ如クシタルモノニテ精神的解釈ニアラス、法文的解釈ナリ

(中略)

議長(原枢密院総裁・筆者注) 外交ハ難局打開ハ出来ヌ 近衛ノ努力ヲ多トスル(近衛支援) 戦争準備ヲスルモノト了解ス 戦争決意 外交ハ付ケタリトナリアリ「自存自衛 併行外交 條件 決意」戦争ハ已ムヲ得ス 出来ル

ナラ外交ヲヤツテ見ル 戦争主 外交従ト見ルユルモ 実ハ外交手段ヲ取ル中ズツト戦争準備ヲ為ス趣旨ナリト解ス 外交的打開シ努ム 出来スハ戦争ヲヤル意味ト解ス

(中略)

海軍大臣 氣持ハ議長ハ同一ナリ

議長 明白トナレリ 統帥部モ海軍大臣ト同様ト信シ安心セリ

以上に引用した「田中新一中将業務日誌」の中で注目すべきは、統帥部、陸軍と政府が対立したという東條英機などの手記とは異なり、出席者の中で完全な一致をみたと記されている事である。

同日御前会議議長であつた原枢密院議長は、「首相ノ努力ヲ多トスル」と述べ、外交では難局の打開が出来ないの戦争準備をするものとしてこれを了解している。原議長による席上の発言では、(戦争の決意をし、外交は付け足りである。戦争はやむを得ない、できるなら外交をやってみる、戦争主、外交従と見えるが、実は外交手段を取るなかで戦争準備を行うという趣旨と理解する。外交的打開に努めるが出来なければ戦争をやるといふ意味と解する)と

いうまとめを行った。

しかも、九月六日御前会議当日の私的記録である「田中新一中将業務日誌」には、御前会議の最後に天皇が発言したという記述は全くない。異例の発言がもしあったなら、個人的な非公式の日誌であるだけに田中新一は必ずそのまま書き留めるはずである。その意味で「田中新一中将業務日誌」は、最も信頼できる御前会議記録の一つと見なすことができる。

結

本稿は開戦前御前会議と帷幄上奏に関する記録を書誌的に検討した。

明治以来の天皇に代表される朝廷は、天神地祇と対話する、国民国家の象徴であるとともに、憲法に基づいて統治権を総攬して、陸海軍の統帥権を掌握するという存在であった。このような立場は、普通の人間は達し得ず、それを可能にしたものは優秀な文武官と、よく整備された官僚組織であった。

日米開戦にあたって天皇の役割は、それまでの天皇が担った役割と同様に、大元帥としての役割と祭祀者の役割が求められた。昭和十六年九月六日の御前会議における天皇の発言は神（天）の声として高官によって考えだされたものであった。また、大元帥としての昭和天皇は、統帥部から提出された帷幄上奏によって作戦や開戦を裁可した。

昭和十六年九月六日御前会議における天皇の発言とされた事は、木戸幸一が発案し、参謀本部第二〇班が記録を残し、近衛文磨らが流布した架空の物語であったと筆者は考えている。

本稿の目的は、当事者しか知りえず、かつ天皇も肯定している発言の真偽を解明することだけにあるのではない。本稿で引用した書誌的な検討は、あくまで状況証拠の積み重ねにすぎない。筆者の目的は、その物語を作り受け継いだ忠臣達による努力の痕跡を辿り、かつ、その物語が真実か否かの疑問さえ抱かないその後の国民精神、明らかかな作為があるにも拘わらずそれを問題視しなかった当時のアメリカ占領軍など、「国体」を守るべく対処してきた実相を明らかにする事であった。

明治以来の日本の「国体」を支えた主たる担い手は文武官達であった。日本の忠臣は、たとえ一身を犠牲にしても、あくまで「国体」を護持すべく万策を尽くした。文武官、各部局の対立は、常に天皇の裁断によって調整されてきた。天皇は統帥者、総攬者であると同時に祭祀者としての役割を果たさせたのは他ならぬ忠臣達であり、そこに「国体」を護持してきた官僚の努力を垣間見る事ができる。

「国体」と明治憲法体制の評価には諸説ある。過去の「国体」を国粹主義によるナショナリズムや合理主義という型にはまった歴史観によって理解することはできず、実証によってこそ、日本の「国体」は解明する事が可能である。帷幄上奏からその裁可に至る判断には、経済力、外交、内政に関して総合的な知見が必要である。武官による帷幄上奏は、陸海軍の将官による合議を積み重ねた総意が上奏されることが常であったが、文武官の決定的な対立は聖断によって調整された。無論、親臨による御前会議は上奏、裁可を積み重ねた国家の最高意思決定機関であることは、維新以来変わる事がなかった。

統帥権の独立と帷幄上奏は日本を戦争に導いた戦犯に等

しい扱いがなされてきた。しかし、色眼鏡をかけず国防と軍の命令系統を検証すると、帷幄上奏と裁可、裁断、聖裁は、宮中の伝統的な儀式の形式に則った、一種の日本的な儀式でもあった。

議會、行政府とは別に、朝廷において、内々奏、内奏、帷幄上奏、裁可という肅々とした行事は、決して非公式な朝廷の儀式ではなく、それ自体が「国体」の中で調整された方式であった。しかし、帷幄上奏と裁可、聖断は、敗戦後の国際社会からは、憲政の枠組みからはずれた前近代的な「国体」と見なされた。

過去の「国体」はハーバード・ビックスなど西洋的合理主義による歴史観からは理解不能なシステムであったに違いない^{六四}。天神地祇と対話する天皇と皇室神道の存在は、立憲主義とは相容れず、欧米社会の倫理からは前時代的で異様な姿に映じたであろう。しかし、日露戦直後の国際社会からは称賛されたシステムであった。

一 天皇の命令文書、口頭宣布。『統日本紀』中の文武天皇以降に
おける宣明は言霊による儀式であった。

二 「籌策帷幄中 決勝千里外 子房功也」 『史記列傳』

三 明治大帝（陸仁）が日露戦時において、世界平和を祈って
詠ったと伝えられていた「四方の海」の詩を、昭和天皇（裕仁）
が、昭和十六年九月六日の御前会議において引用したと伝えられ
ている。日米開戦を決定したこの日の御前会議において、昭和天
皇からの質問に何も答えられなかった統帥部を叱責した後、明治
天皇御製「四方の海」を昭和天皇が浪々と詠じ、平和を希求して
天の声を発したとする逸話。

四 「海軍ヨリ侍従武官長ヲ撰出スルコトハ、規則上何等差支ナ
キモ、多年ノ慣例モアリ、仕事ノ量モ、陸軍ノ海軍ニ比シ、多
キ等ノ関係モアリ、陸軍側ニ於テ難色アルベシト奉答（昭和天
皇に・筆者）ス」 『本庄日記』原書房昭和四十二年二月二九七頁、
一九三六年（昭和十一年）二月二十六日事件の引責辞任での本庄
繁の発言、本庄の後任について、本庄は事件直後であるので、軍
の推挙ではなく内大臣に任せてはと述べたが、天皇は次のように
述べた。「内山侍従武官長更迭ノ際ニハ、後任者ヲ宮内大臣ヲ經
由シテ申出デ、奈良侍従武官長交迭ノ際ニハ、後任者ヲ武官長ヲ
經由シテ申出デタリ。併シ、奈良武官長ノ交迭ハ、円満退職ニシ
テ、今回ノ本庄ノ辞職トハ、聊カ趣ヲ異ニス、ト仰セラル」本
庄同上書二九八頁。この時の人事の經由、任せることを、「内内
奏」と称している。宮内大臣が軍政に関與することはありえない
ので、同日陸軍人事局長が第一候補者（香月中将）、第二候補者

（宇佐美中将）の名簿を本庄に提出した。

五 「第十二条天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム 本条ハ陸海軍
ノ編成及常備兵額モ天皇ノ親裁スル所ナルコトヲ示ス 此レ固ヨ
リ責任大臣ノ輔翼ニ依ルト雖亦帷幄ノ軍令ト均ク至尊ノ大権ニ属
スヘクシテ而シテ議會ノ干渉ヲ煩タサルヘキナリ 所謂編制ノ大
権ハ之ヲ細言スレハ軍隊艦隊ノ編成及管区方面ヨリ兵器ノ備用、
給与、軍人の教育、検閲、紀律、礼式、服制、衛戍、城塞及海
防、守港並ニ出師準備ノ類、皆其中ニ在ルナリ 常備兵額ヲ定ム
ト謂フトキハ毎年ノ徴員ヲ定ムルコト亦其中ニ在ルナリ」伊藤博
文『帝國憲法義解』国家学会一八八九年四月二九頁

六 特命検閲とは、監軍部、教育總監から派遣された特命検閲使
が、定期的の上奏し裁可を仰ぐ必須の統帥事項であり、恒例検閲
定例検閲とも称された。陸軍への検閲は、師団、官衛、学校、工
廠など団体毎における軍紀の張弛、服務の能否、教育の精粗、保
育の良否、法規実施の程度、動員計画の完否、会計、經理、兵器
材料等が検閲された。海軍では陸軍同様の事項の外に、艦船部隊、
船体、兵器、機関、軍需品、諸宮造物保存等が検閲された。それ
故に監軍部が天皇の下に独立するか否かが、憲法設置前において、
宮中親政派との紛議となった。

七 明治二十年山縣有朋は自ら監軍となり、それまで宮中主導で
あった総監府を陸軍主導で再建した。明治三一年勅令第七号「教
育總監部条例」 「第二二条 各兵監ハ陸軍軍隊検閲条例ニ依リ臨時
ニ當該兵隊ノ検閲ヲ行フ」とある。

八 「日清日露前後上奏書類」防衛省防衛研究所戦史研究センター
史料室（千代田史料）

九「昭和五年海軍人事局説明草稿」防衛研究所戦史研究センター史料室

一〇「日清日露前後上奏書類」明治三十九年恒例検閲防衛研究所戦史研究センター史料室（千代田史料）

一一明治三十八年旅順口鎮守府が設置。翌三十九年旅順鎮守府と改称されたが大正三年廃止。

一二大本営同上「上奏関係綴其二」防衛研究所戦史研究センター史料室

一三大本営「上奏関係綴其一」昭和十六年一〇月～一二月「中央作戦指導上巻三二」中央作戦指導一四八」防衛研究所戦史研究センター史料室

一四大本営「上奏関係綴其一」南方作戦二関スル件」昭和十六年六月防衛研究所戦史研究センター史料室

一五大本営同上「上奏関係綴其一」防衛研究所戦史研究センター史料室

一六大本営同上「上奏関係綴其一」

一七大本営同上「上奏関係綴其二」

一八防衛研究所戦史研究センター史料室 中央奏上一『昭和十九年一月奏上書』「戦況二関シ御説明資料」海軍省奏上書

一九同上 中央奏上四『昭和二〇年奏上書』「戦況二関シ御説明資料」開戦以降毎日軍令部総長より戦果の上奏 昭和二〇年一月二五日

二〇同上 中央奏上五『昭和二〇年奏上書』「戦況二関シ御説明資料」海軍省 昭和二〇年六月一日 菊水九号作戦 防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

二三「侍従武官長奈良武次日記第三卷」

二四参謀本部第二〇班「機密戦争日誌」防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

二五種村佐孝「大本営機密日誌」昭和二十七年タイヤモンド社 昭和十六年九月六日付日誌

二六参謀本部第二〇班「上奏時御下問奉答綴」防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

二七参謀本部編「杉山メモ上」三一頁原書房二〇〇五年七月、「機密戦争日誌」には「杉山メモ」参照としか記されていない。

二八軍事史学会編「機密戦争日誌」平成一〇年一〇月一五四頁

二九瀬島隆三は平成一〇年一〇月「機密戦争日誌」が刊行された時、同期生の盟友 原四郎の著作への推薦文を次のように書いた。

「この度、大本営陸軍部第二〇班（戦争指導班）の業務日誌「機密戦争日誌」が刊行されることは、誠に慶ばしいことであります。私にとっても一入感慨深いものがあります。私は、大東亜戦争開戦前から終戦の直前まで、大本営陸軍部作戦課に勤務し、陸軍全般作戦の企画立案などにあたっていたために、第二〇班とも戦争指導面ですれなりに緊密な関係をもっていました。特に開戦前後の頃、同期生の盟友原四郎君が、少人数ながら戦争指導に関する事という重要職務を担当する第二〇班の中で、東奔西走していた様子が、今でも目に浮かびます。この日誌は、戦争指導に関して、政府・陸軍・海軍の事務担当者が調整した事項ならびに大本営政府連絡会議の議事などが記載されており、当時の政府と陸軍さらには海軍が、戦争指導についていかに考え、いかに実行しようとしていたかを知り得る第一級の史料であります。より多くの方が、

この日誌を読まれ、大東亜戦争について、より深く考えて頂くことを期待します。」「機密戦争日誌」の刊行を慶ぶ瀬島龍三^{三二}、同資料表紙裏には、防衛庁(当時)戦史研究所としては同資料の後注(有末手記)に記されているような事には一切関知しない旨の注が付されている。

^{三九}「天皇陛下に於かせられましては、大東亜戦争勃発前、我が國が和戦を決すべき重大なる御前会議が開かれました時に、世界の大國たる我が國と米英とが、戦端を開くが如きこととなりましたならば、世界人類の蒙るべき破壊と混乱は測るべからざるものがあり、世界人類の不幸之に過ぐることなきことを痛く御軫念あらせられまして、御自ら 明治天皇の「よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわくらむ」との御製を高らかに御詠み遊ばされ、如何にしても我が國と米英兩國との間に蟠まる誤解を一掃し、戦争の危機を克服して、世界人類の平和を維持せられることを冀はれ、政府に對し、百方手段を盡くして交渉を円満に纏めるようにとのご鞭撻を賜わり、参列の諸員一同、宏大無辺の大御心に、肅然として襟を正したと云うことを漏れ承つて居ります、此の大御心は、開戦後と雖も終始変らせらるゝことなく、世界平和の確立に對し、常に海の如く広く深き 聖慮を傾けさせられたのであります。」昭和二〇年九月五日 東久邇宮稔彦内閣總理大臣戦争集結ニ至ル経緯竝ニ施政方針演説 衆議院演説

^{三〇}有末精三『有末精三回顧録』芙蓉書房昭和四九年八月一五日 一九頁

^{三一}表紙は筆書きでは「上奏時御下問綴」であるが、後日「上奏時」が消され、「自昭和十五年十一月至昭和十六年十一月 参謀

総長上奏時御下問奉答綴」と訂正されている。参謀本部員であることは間違いないだろうが、だれが訂正を入れたかは不明である。終戦直後である可能性が高い。

^{三二}原四郎、昭和一六年少佐、最終階級は参謀本部第二〇班中佐、戦後自衛官(一等空佐) 戦史編纂官、『大戦略なき開戦』一九八七年原書房、幼年学校以来の同期であり、参謀本部作戦課に籍をおいた瀬島隆三の序がある

^{三三}海軍作戦日(八日ト予定シテ居リマス)が後日加筆修正された

^{三四}大本営「御前会議議事録」防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

^{三五}『東京裁判資料木戸幸一尋問調書』一九八七年一月三〇日大月書店五一頁

^{三六}この間近衛首相は鎌倉に引き籠もる一〇月四日、部局両会議(一〇月五日、六日)五相会議(一〇月一二日)にて近衛首相「自信のある方でおやりなさい」発言、一〇月二六日近衛内閣総辞職

^{三七}大本営同上資料

^{三八}十一月五日御前会議記録、外務省起案「日米交渉の経緯」昭和一六年十一月二八日

^{三九}大本営同上資料

^{四〇}大本営同上資料

^{四一}「木戸幸一日記」(『木戸幸一文書』所収 国立国会図書館憲政資料室蔵) 木戸日記研究会刊『木戸幸一日記』(東京大学出版会) 木戸日記研究会は、木戸幸一の日記及び手許にあった文書を研究するため、一九四八年頃から発足した研究グループであり、「木戸幸一文書」の翻刻、刊行、研究誌などの発行を行って解散

したが、同日記の書誌的考察を行ってはいない。

四二 粟屋憲太郎他『東京裁判資料木戸幸一尋問調書』大月書店
一九八七年一月三〇日四七二頁～四七四頁

四三 国立国会図書館憲政資料室所蔵

四四 『昭和天皇独白録』文芸春秋一九九五年七月七六頁

四五 同上書

四六 『近衛文麿公手記最後の御前会議』昭和二年二月一日時局

月報社

四七 『近衛文麿公手記失われた政治』昭和二年五月一日朝日新聞社

四八 『近衛史料三六 第二次内閣』戦争指導重要国策文書 防衛研究所戦史研究センター史料室

四九 道越治編『近衛文麿「六月終戦」のシナリオ』毎日ワ

ズ二〇〇六年四月、近衛文麿『大統領への証言』毎日ワ

ズ二〇〇八年十二月では「近衛文麿手記」が改編され、戦後近衛が語った御前会議の物語として収録されている。

五〇 『近衛文麿公手記』稲葉正夫 旧防衛研究所戦史室

五一 『戦争指導二四五』防衛研究所戦史研究センター史料室

五二 豊田貞次郎

五三 東條英機

五四 天皇の発言とする原本には、天皇が疑問を呈した意味の疑問符が付けられている。

五五 『開戦に関する東条英機大将の獄中手記』「防衛省戦争指導

二四五」土井晩翠『晩翠詩抄』岩波文庫に記入獄中手記の一部は佐藤早苗『東条英機 封印された真実』講談社に所収 ただし

本稿で引用した九月六日日御前会議手記は未収録

五六 この東條メモに關して、九月六日の御前会議における軍と文官の対立ではなく、先に引用した一月二十九日「東條總理ヨリ重臣ニ對シ對米交渉及國策ニ關スル説明情況」における東條の記憶

違いであろう。

五七 戸高一成『証言録海軍反省会』P.H.P.研究所、二〇〇九年八月一日

五八 『石井秋穂大佐回想録』防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

五九 『石井秋穂大佐質疑応答綴』防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

六〇 『石井秋穂大佐質疑応答綴』〇二二三防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

六一 石井同上資料

六二 『石井秋穂大佐日誌』防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

六三 『田中新一中将業務日誌』防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵

六四 *Robert P. Bix "HIROHITO AND THE MAKING MODERN JAPAN" 2000* ハーパー・ビックス『昭和天皇』二〇〇二年

講談社

